

始



325-264

日本聖公會 神學士 落合吉之助著



士書註釋

完



救主降世一千九百十七年
大正六年十二月

日本聖公會出版社

*To Mrs. L. B. Hibbard of Chicago
whose generosity in the past and present
has encouraged the author
THIS LITTLE VOLUME
is most respectfully dedicated.*

A COMMENTARY
ON THE
BOOK OF AMOS

BY THE
REV. J. K. OCHIAI, S.T.B.
Professor of Hebrew and Old Testament Literature in
the Central Theological College,
TOKYO, JAPAN.

Published under the auspices of the Society for
Promoting Christian Knowledge
LONDON

THE
CHURCH PUBLISHING SOCIETY
(NIPPON SEIKOKWAI SHUPPANSHA)

1917

序

亞麼士書は舊約諸預言書中最初に記されたる著書なりとは近代學者の定論なり。隨て預言書を研究せんとする者は、先づ本書の用語思想に精通して後他書に及ぶを順序となす。

本註釋の緒論中にアモス以前に現はれたる預言者の行動、思想を論ずるは適當なるが如きも、斯くては大部となるの恐れあるが故に之を省きたり。

本註釋は重きを辭句の説明と原意の解説に置きたるが故に教理、教訓に關する事項は多く述べず。

本書を編纂するに當り、ドライヴ、ハー、デリチ、カイク、ホートン、ハー、パー等諸博士の註釋を初め、ヘスティング、チエネーの聖書辭典を涉獵せり。殊に舊師ハーバー博士著ゼ、インターナショナル、クリチ

カル、コンメンタリに負ふ處最も大なり。
 エホバの神名はヤイウエと發音す可きこと最早定論となりて茲
 に説明す可き必要を認めず。但し本註釋中四五の場合を除く外
 は邦語研究者に耳馴れたる舊名エホバを踏襲することとせり。
 邦語にて亞摩士書を註解せる一二の書冊あるも、現今の研究者に
 對して充分なりと云ふを得ず。本註釋が若し近來漸やく盛なら
 んとする舊約聖書研究者に聊かにても裨益する處あらば、編者の
 望みは足れり。

大正六年十一月

東京池袋聖公會神學院に於て

編者 識

亞摩士書註釋目次

緒論

◎本書之位置	………	一頁
◎預言者アモス	………	三
(一)アモスの故郷	………	四
(二)預言者となる前のアモス	………	五
(三)預言者としての召喚	………	七
(四)テコアの地勢	………	〇
(五)彼の旅行	………	二
(六)當時存在せし書冊	………	三
(七)當時の上流社會に通曉せしこと	………	四
(八)外交問題	………	一五
亞摩士書註釋目次	………	一

亞摩士書註釋目次

二

(九) アモスの活動せし時期	………	一六
(十) アモスの活動せし場所	………	一九
(十一) 彼が其後の運命	………	二〇
(十二) アモスの使命	………	二一
◎ 本書の内容	………	二四
◎ 本書の文體	………	二七

註釋

第一章	………	一頁
第二章	………	四一
第三章	………	八二
第四章	………	一〇七
第五章	………	一三四

第六章	………	一七五
第七章	………	一九四
第八章	………	二二〇
第九章	………	二三七

目次終

亞摩士書註釋

三

亞麼士書註釋

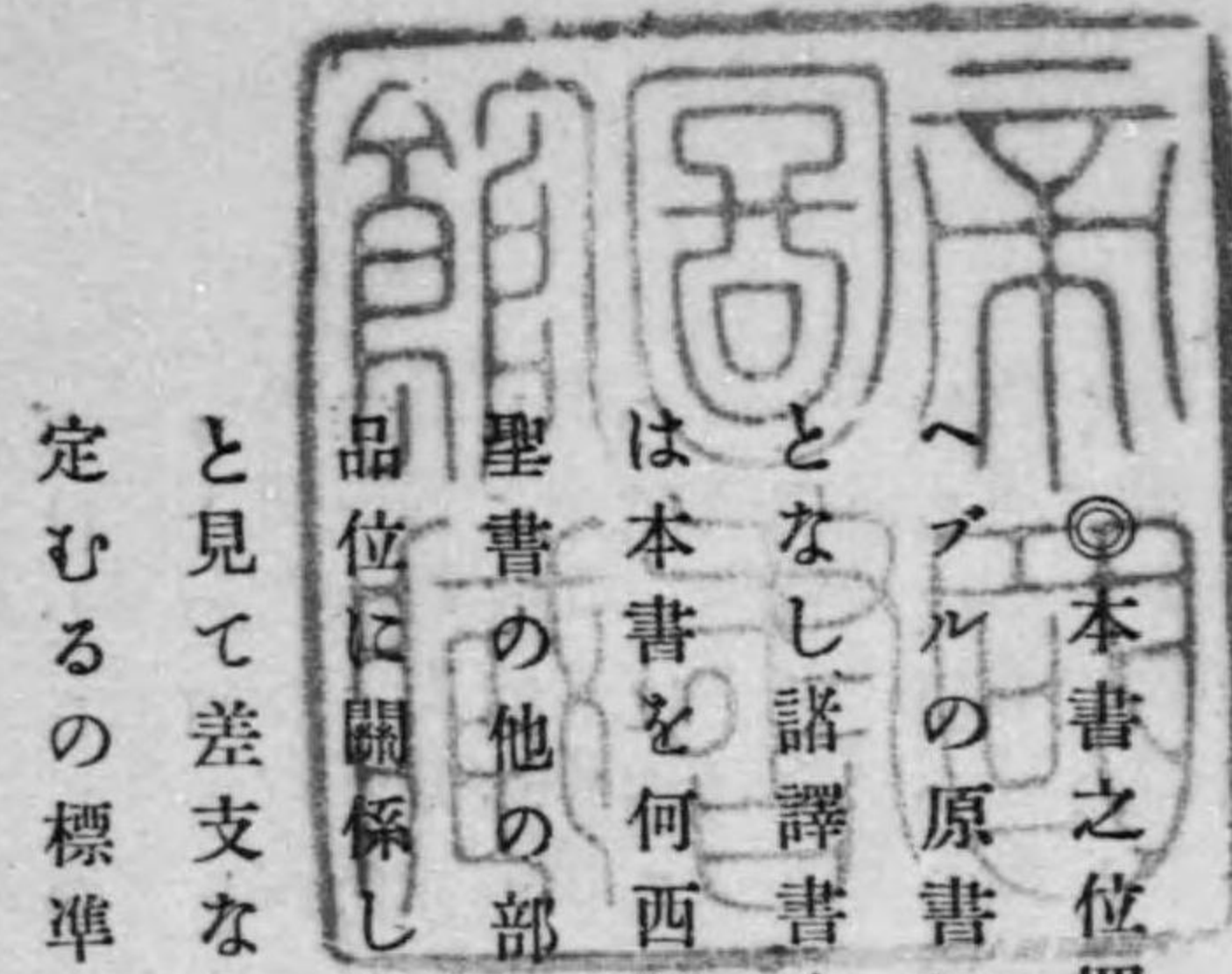
緒論

◎本書之位置
ヘブルの原書には所謂十二小預言者の順序を何西阿、約耳、亞麼士となし、諸譯書も概ね此排列に随ひたれど、獨り七十士譯(希臘語譯)は本書を何西阿書の次に置きたり。元來小預言書の排列は舊約聖書の他の部分に於るが如く、必ずしも編年的或は著者の位置、品位に關係したるものにあらずして、全く獨斷的に排列せるものと見て、差支なきが故に、書物の順序を以て著者の年代或は品位を定むるの標準とす可きにあらず。

抑も大小預言者なる名稱は、各預言者の人物を標準として與へた

亞麼士書註釋

緒論



◎本書之位置

ヘブルの原書には所謂十二小預言者の順序を何西阿、約耳、亞麼士となし、諸譯書も概ね此排列に随ひたれど、獨り七十士譯(希臘語譯)は本書を何西阿書の次に置きたり。元來小預言書の排列は舊約聖書の他の部分に於るが如く、必ずしも編年的或は著者の位置、品位に關係したるものにあらずして、全く獨斷的に排列せるものと見て、差支なきが故に、書物の順序を以て著者の年代或は品位を定むるの標準とす可きにあらず。

抑も大小預言者なる名稱は、各預言者の人物を標準として與へた

るものに非ずして、寧ろ預言者の遺したる書物の大小によりて名づけたるものゝ如し。勿論大預言者イザヤの如き之を小預言者ヨナの如きと比較する時は其思想に於ても、人物に於ても將た事業に於ても其大小自ら判然たるは疑ひなきも、元來人物を標準にして區別せるものに非ざるなり。この故に小預言者中、何西阿書の第一に來るは他預言書に比して其量稍大なるが爲なりと見るを得可し。

然るに現今の聖書學者が亞摩士書を以て大小預言書の第一に置く可きものと論ずるは、専らアモスが預言せし年代を考察して歴史的に排列せんと企てたるに外ならず(後段アモスの活動せし時期參照)。預言書を研究せんと欲する者は先づ本書より始むるは當を得たるものにして、預言文學の起點は本書にありと云ふも過言にあらず。

◎預言者アモス

原語に熟達せざりし古代の記者等が預言者アモスとイザヤの父アモツと同名なるが如く記したるは蓋し七十士譯に其綴字を同じくせるが故なる可し。但し、英譯及日語譯に於て之を區別せるが如く、原語の綴字は全く同一にあらず。舊約聖書中にアモスと同名の者を發見せずと雖も、路加傳三章廿五節にはヨセフの系譜中アモスと稱する者あり。但しデリチの新約聖書希伯來語譯にはアモツとなしたり、何れを正しとす可きか明瞭ならざるも、餘り肝要なる問題にあらず、そは路加傳のアモスに就ては全く知る處なければなり。

アモスとは思ふにアイマス(負ふ)なる動詞より來れる名なるが如し。故にゼロムは此名を以て、重荷を負ふ者を意味するものとせり。猶太人は本名を重しと解して、モーセの如く「舌の重き者(訥辯)

なりしが神彼を召して預言者と爲し給へるなりと説く。或はアモスの父貧にして其子を養ふに堪へざりしが故に「重し」と意味する名を興へしなりと説明する者あれど採るに足らず。

預言者アモスに關しては聖書中他に記す處なきが故に、全然本書の内容に頼りて之を學ばざる可からず。幸ひにして本書の内容は吾人をして、彼が經歷の一斑を窺はしむるに足るものあり、左に項を分ちて之を研究す可し。

(一) アモスの故郷

本書一〇一、七〇十二を合せ見るにアモスは南方ユダの地に生れしが如し。テコアはベテレヘムの南凡そ六七哩エルサレムより十餘哩の處にあり、母後十四〇二、耶六〇一、テコアは小丘の上に位して東方遙かに死海を望み、限界の及ぶ限り、モアブの高地を遠くに眺め得べし。此地方は歴史上著名ならず、其地茫々なる曠野の

極端に位して、岩石砂礫相混ざるが故に農業は勿論牧畜も豊かなりざりしや明らかなり。然れども商賈の通路としては必用ならざりしにあらざレハベアムが此處に堡砦を建てたりと云へば(代下十一〇六)軍事上の一要地たりしことも察し得可し。猶後段「テコアの地勢」を参照す可し。

(二) 預言者となれる前のアモス

一〇一、七〇十四、十五によれば、アモスは預言者となれる前、一牧者にして亦桑の樹を作る者、換言せば牧畜を本業となし、桑樹栽培を副業となし居りしが如し。一〇一に「牧者」と和譯せる原語は七〇十四の「牧者」と譯せるものと同じがらず。前者は「ノーカーツ」と云ひ、後者を「ポーカール」と呼ぶ。前者は亦「羊」を所有する者(王下三〇四參照)との意をも含むが如し。抑も預言者となる可き程の者は皆偉人にして位置高く、社會の上層に屬すべしと假想せる猶太人

は、アモスを以て多くの羊を有せし富者なりし如く説くも、七〇十四の意を解すれば、アモスは、卑しき牧者たるに拘はらず、エホバは彼を召して貴き預言者となし給へるを示すが如し。アラビア人は今日に至るも身の丈矮少にして然も良毛を生ずる一種の羊を牧する者を「ナツカヅ」と稱し、ナツカヅより猶卑しき奴なる句を以て人を侮辱する語に用ひ居ると云ふ。アモスは所謂此「ナツカヅ」の如き一人なりしやも知れず。且預言者らの名を初めて記す時、其父の名をも併せ記して其家門の卑しからざるを示すは普通の例なれども、賽一〇一、耶一〇一、結一〇一、何一〇一、一等參照本書にはアモスの父の名を記さざるは（一〇一）其家門の世に知られざりし一證となすに足らんか。古代にありては子が父の業を嗣ぐは常例なりしが故に、アモスの父も或はこの「ナツカヅ」の一人たりしやも知れず。猶太人が、母後十四〇二以下に記せる「テコアの哲婦」を

以てアモスの祖母なりとするは全く典據なき想像のみ。

「桑の樹を作る者」(七〇十四)との句は、桑田を有せし者との意なるか、或は當時の下層社會即ち「ナツカヅ」の如き者の常食とせし桑實を栽培收穫して賃銀を得たる者との意なる乎明らかならざるも、原語は果實を採摘する者との意に解し得可きが故に、アモスが生計の一助として「桑實摘」を副業とせしなりと解して可なるが如し。

(三) 預言者としての召喚

サムエル以後、イスラエルの預言者らは、一の團體組織の下に行動したるものゝ如く、著書を遺さざりし幾多の預言者等は皆所謂預言者の子と稱したるものにして、彼らの高貴なる使命を當時の活社會に果さんが爲めには、夫々右預言者班に屬して薰陶を受けたるが如し。

アモスの當時、如斯預言者班の存在せしや如何は確實ならずと雖

も、彼が祭司アマジャに答へたる語に「我は預言者にあらず、また預言者の子にも非ず」(七〇十四)とあるは、斯る團體の當時猶存在せしことを證する一理由となす可きが如し。

アモスは預言者となる可き薰陶を受けず、自らも預言者たらんと
の自覺心を有せず、唯日常の業務を營みたる身なりしに、忽然彼は
神よりの召喚を蒙り、北方イスラエル人に對する預言者となりし
なり。彼が祭司アマジャに答へたる語は左の如し。

「エホバ、羊に従ふ所より我を取り、往て我民イスラエルに預言

せよとエホバ我に宣へり」(七〇十四)

「獅子吼ゆ、誰か懼れざらんや、エホバ言語たまふ、誰か預言せざらんや」(三〇八)此時よりして彼はイスラエルに對する預言者となりしなり。斯の如くアモスは諸預言者中、殆んど破格の召喚を蒙り、恰も聖ポロの如く、人よりに非ず、又人に由らず……神に由て

立られたる(加一〇一)預言者たりしなり。然れども彼が身分と人物より見る時は、之を博學堅信の紳士たる聖ポロに比せんよりは寧ろ淺學粗野なる使徒ペテロ、ヨハネ等に比するを當れりとせんか。但し基督は何の擇ぶ所なくしてガリラヤ湖邊の漁夫を使徒とせりとなすは全く謬見なるが如く、神が偶然に卑賤なるアモスを召して之に預言者の大使命を負はしめたりとなすは甚だしき謬見なり、蓋し、牧者の單純、貧窶の生涯を以て、修養を欠きたる賤劣の野夫と見做すは、東洋社會の狀態を全然誤解せる者なり。現に今日に於ても、茫々たる曠野に生活する粗朴なるアラビア人が、時々回々教主の宮中に於て、極めて精妙なる詩歌を吟じ、或は堂々たる雄辯を揮ふて言語の花を咲し、其語る處に深奥なる智識と才能を發揮し、往々高官をして舌を卷かしむるは稀なることにあらざるなり。

アモスの自著たる事に於て現今の批評家が悉く一致せる本書の如きも、希伯來雄辯術の粹を示せるものと云ふを得可く、本書を精讀するものは、アモスの詩人たり、演說家たり、將た深く社會を觀察せる說教家たりしと認むるに躊躇せざる可し。彼は唯に自國民の歴史、傳説に通曉せしのみならず、其隣境の民族及び當時の世界の大勢に明らかなりしは疑ふ可からず。抑も如何にして彼は此大勢に通ずることを得たりしや。

(四) テコアの地勢

偉人の輩出するは其生地と關係すること少からず、殊に古代にありて然りしは茲に例證するの要なし。前に既に述べたるが如く、テコアは凹凸たる丘上に位せる寒村にして農産豊かならず、從つて村民の生活亦低かりしや明らかなり。然れどもテコアの地勢たる海拔二千七百八十八呎の上において、一度丘上に登れば人口

に膾炙せるイスラエルの歴史的名所は皆指顧の中にあり、現今猶テクアと稱して古昔の面影を残せりかの牧童より起りてイスラエル建國の大業を全ふせし理想の君王ダビデの故郷ベテレヘムは北の方僅かに六哩の内にあり。夫よりなほ五、六哩北を望めば、イスラエル人の生命とも稱す可き宗教の中心たるエルサレムの都は朦朧として視ふことを得可く、南は直ちに谷を越へて、施洗者ヨハネの修養地にして、基督が奮闘の場所たりしユダヤの野に接せり。頭を廻らして東を望めば、古のソドム、ゴモラの罪惡を聯想せしむる凄愴たる死海の水面を眺め得可し。されば此境界は自國の歴史、傳説に通曉し、且神の召喚を蒙る程の人格を有せしアモスに取りて、假令身は牧畜に従事すと雖も、預言者として起つ可き修練をなすに缺く處なきのみならず、反て將來のアモスを起たしむる好適の地たりしやも知る可からず。

(五) 彼の旅行

加ふるに彼が「ナツカヅ」の職業を営める處より察するに、其取得したる羊毛を販賣す可き必要上、屢々便利なる市邑に旅行せし事も疑ふ可からず。テコアより二日程を費せば北方王國の都サマリヤに達するを得可く、其途中にベテルあり、ギルガルあり。彼が本書に於てサマリヤ人の奢侈を責め、ベテル、ギルガルに於ける淫祠の盛なるを譏るが如きは(四〇四以下、六〇一以下、七〇十以下)想ふに全く彼が目撃せる處を記したるものなる可し。且彼が商人として旅行せる間には、當時イスラエル人中に混住せるスリア人、ベニシア人、ペリシテ人、モアブ人等と屢々相接して彼らの状態を観察せしならん。(マホメツトも回々教主となりし前は實に一行商人たりき)本書一〇、二〇に於て、アモスは特に隣境の民族を指摘して、其罪過を譴責せるは、多くは彼が旅行中の觀察に基きしものな

るやも知れず。古代にありては學ぶに書物あるにあらず、歴史を知るにも、世界の氣勢に通ずるにも、専ら他人と接して耳聞するを、唯一の機關となしたるなり。此點より察するに、商賈の集合地は亦實に智識の交換地にして、學問の場所たりしなり、加ふるに東洋人は一般に甚しく想像の力に富むが故に、其思想を發表するに當り、大ひに感情を強くするを常とす。北方イスラエルの預言者たる可きの召喚は實に前述の如き經歷を有せるテコアのアモスに臨みしなり。

(六) 當時存在せし書冊

アモスの當時にありては勿論舊約聖書なるもの未だ成らず。然れ共後世聖書編纂の資料となる可き一部の書冊の既に存在し居りたること疑ひを容れず。特に學者の所謂「契約の書」出廿一〇―廿三〇の如きは既に存して、國民の倫理的基礎を造り、又後に所謂

モーセの五經を編纂せる最大の資料となりたる、エロヒム文書及び「ヤウエ」文書は、既にイスラエル民族の口碑傳説を記して書冊となりたりしなり。加ふるに口傳となり、習慣となりし幾多の宗教的制度と風俗は當時存在したるが故に、アモスの如き預言者は、少く共其活動の前後に於て、此等の文書、或は傳説、習慣に通じ居りたりと觀る可き理由あり。

(七)當時の上流社會に通曉せしこと

本書を通讀せば、アモスがイスラエルの罪を鳴らす處、唯に一般の民衆に對する而已ならず、専ら上流社會に向つて鋒先を鋭くせるを看過すること能はず。當時「ヤラベアム」第二世は、後段「アモスの活動せし時期」を參照せよ、大にイスラエルの國勢を發展し、甚大の功を奏せし（王下十四〇廿五參照）かば、上流社會は隨て奢侈に流れ、淫佚を専らとし、殊に宗教、道德に至りては頗る亂調を來し、識者を

して深く憂へしめしこと明らかなり。此時に當りアモスは預言者として蹶起し、先づ攻撃の本陣たる可きイスラエルの上流社會を深く觀察して、其詰責す可き罪證を確得せざる可からず。而して彼が之を窮むるや、濁流滔々、國家を破滅す可き罪跡の轉々暴露せるを觀て、猛然起つて之を呵責する處、深く預言者の使命を自覺して、聖旨を勵行す可きを期したる者ならざる可からず。預言者なるものはみだりに輩出するものにあらずして、實に時世の要求に應じて神の遣はし給ふ人道の改革者たりしなり。

(八)外交問題

殊に當時預言者アモスが大聲疾呼、イスラエルの惡風、淫靡を詰責して、警醒せんとしたりしは、外交問題に關して大いに寒心す可き危機の切迫したりしが爲なり。紀元前七百八十三年より同七百七十三年に至る間、アツスリア王サルマネセル第三世は西部スリ

アに向つて大軍を動かし、續いてアツスルダニル(紀元前七七三—七五五)は先王に繼ぎて益す勢力を逞くせり。かのダマスコに近きハドラクを侵撃したりしも此間にあり。アツスリアの古記録によれば此時大疫病起り、七百六十三年には皆既日蝕ありて人心恟々たりしと。本書八〇九に記す處、或は右の事實に言及せるに非ずやと説く者あり。斯る時世に當り、當時の大勢に通ずるの士は、アツスリアの大軍、境を隔て、活動せるに國民統御の任にある者徒らに安佚に耽りて、今日あるを知つて明日を知らず、内政を怠りて、外敵に隙を窺はしむる状態なるを觀ては、大いに警醒せざるを得ざりしや知る可し。本書を研究する者は宜しく此等の事柄にも留心せざる可らず。

(九) アモスの活動せし時期

本書一〇一に、アモスが預言せしは、ユダの王ウジヤの世、イスラエ

ルの王ヤラベアムの世なりと記せり。本節はアモスの預言せる年代を明らかにせんとして、編者が後に加へたるものならんが、此一節こそアモスが活動の時期を定むるに最も必要なるものなり。ウジヤ王は紀元前七百八十九年より同七百四十年迄(或は云ふ七百八十二年より七百卅七年迄)ユダを治めたる者にして、ヤラベアム二世は七百八十二年より七百四十三年迄(?)イスラエルを治めたるものなり。然るに凡そ此五十年間の治世中、果して如何なる時期をアモスが活動の時期となす可きか容易に定む可らず。殊に、一〇一の「地震の二年前なる一句はアモスが活動の時期を確定するの便りとなり難し。歴史家ヨセフアスが神のウジヤ王を罰せんとし、降し給へるものなり」と稱せし此地震は亦撒加利亞書第十四章五節にも記す處と同一のものなるべく、而して此地震はウジヤ王の何年に起りたるや全く明らかならず。唯アモスが

活動の時期を稍確定するに足る二個の事實あり。一は本書の内容に由りて明らかなるが如く、アモスが預言せる時代は、イスラエル王國殊に其上流社會の頗る奢侈淫佚に流れたる時なりしが故に(四〇一以下)少く共ヤラベアム二世の得意時代にして、上流社會の安佚を貪りたるは國家の憂ひとなる可き外部の刺激なく、外敵の侵入の恐れなき時たりしや明らかなり。二はかのアツスリア王テグラテピレセル(王下十五〇十九の「ブル」と同人)がスリアのアルバドを侵撃せしは紀元前七百四十三年より同七百四十年に至る間なれ共、七百五十四年より七百四十三年迄の間はアツスリア王がイスラエル邊境の地を侵せし事なかりしを以て之を見れば、ヤラベアム二世の所謂安佚時代は、或は以上の年代中(七百五十四年—七百四十三年)に置くを以て至當なるが如し。然ればアモスの活動時期は之を七百五十三年より七百四十三年に至る十

年間となす可き乎。

(十) アモスの活動せし場所

アモスがユダに屬するテコアに産れし事は既に述べたるが、其預言者としての使命はイスラエルに對するものにして、特に其活動の舞臺となりたる場所は、本書中單にベテルを記すのみ。想ふに彼が活動の場所としてベテルを擇びたる理由は、當時此地は北方イスラエル人の宗教的中心にして且つヤラベアム王の宮殿の所在地にしてイスラエルの都とも稱す可き地たりしが故なる可し。隨て彼が使命を宣言するには好適の場所たりしや疑なし。

アモスがベテルに於て預言せる際、時の祭司アマジャと彼との間に起れる有名なる問答は載せて七〇十一—十七にあり。アマジャはアモスを以て國賊となし、其預言を以て治安を亂すものとし、直ちにイスラエルの地を去りてユダに歸り、當時預言者の風習に隨

ひてユダにて生活の途を立つ可きを勧め、且アモスを以て民心を擾亂するものとしてヤラベアムに告訴したりき。ヤラベアム王はアマジヤの告訴を敢て意に介せざりしものゝ如く、其結果の如何になりしか本書に記るす所なし。唯アモスは、アマジヤが預言者に對して、極めて侮辱の言を擅にせるを責め、其罰として彼と其家族の上に、恐る可き神の審判の降る可きを預言したり。想ふにアモスは此出來事ありたる後、猶暫くイスラエルに留りて其使命を傳へ(八〇、九〇)而して後、遂に此地を去りたるならんか。本書は彼が故郷テコアに歸りて後、靜かに筆を採りしものなる可し。

(七) 彼の其後の運命

彼の其後の運命如何なりしか全く知る所なし。基督教會の傳説(紀元六世紀頃に出でたるもの)に依れば、ベテルの祭司アマジヤは、アモスがヤラベアム第一世の創設せる金犢禮拜を以て全然エホ

バ禮拜の信仰に背くものと言責せし故を以て殘酷にも彼を亂打し、アマジヤの子は遂に棍棒を以て、アモスの面を撃ちて死に至らしめたりと言ひ、或はアモスはベテルの出來事ありたる後、二日を経て故郷に歸り、殘餘の年を此處に送りて遂に其先祖と共に、安らかに墓に眠りしと言ふも、兩ながら證蹟なき傳説のみ。ゼロム、ユセピアスの證言する處によれば、彼らの時代に於て、アモスの墳墓は猶テコアに存在せしと云ふ。羅馬、希臘の兩教會はアモスを殉教者の一人に數へ、前者は三月卅一日後者は六月十五日に其紀念日を守ると云ふ。但し猶太人間には、アモスがイスラエル人を言責するの餘りに酷なるを非難し、本書の卷頭に「アモスの言」云々と記して「神の言」云々と記さざるは是が爲なりと説く者あり。

(八) アモスの使命

イスラエルの諸預言者は多くの宗教改革家の如く、各其時勢に應

じて起ちたる改革者なり。特にアモスは其境遇上民衆の爲に起ちし預言者にして、民衆を虐壓せる人々に對して毫も假借する所なく之を嚴責したりき。彼は本書に於て、ホセアの如く神の愛を説かず、改悔を勧めず、専ら罪に對する神の審判を宣告したり。勿論本書の末章に於て、將來の希望を述べたる所ありと雖も、批評家の内には此末章を以てアモスの嚴格なる句調と調和せざるが故に、後世の挿入にかゝるものなりと論ずる者少からず。

彼が確信に基きて傳へたる使命の内特に注意を要する二個の真理あり。當時の人心は未だ彼が使命を認容するの準備あらざりしと雖も、今に於て之を考ふるにアモスは宗教的偉人として、尊敬す可き思想を傳へたるものと謂ざる可からず。二個の真理とは何ぞや、

〔一〕、イスラエル國民の特權を以て罪を犯すとも神罰を免れ得可

きものと誤信す可からず、否、神の撰民たるものは、其罪を懲罰せらるゝ事も亦大なりとの真理。

〔二〕、宗教の式典のみを盛大にするを以て、神意を憐むるに足るものと信ずるは大に非なり。神は正義なり、正義と神は殆んど異語同義なれば、正義を脱したる式典は如何に盛大なるも、決して神の嘉納し給ふものにあらず(五〇廿一)先づ求む可きものは神なり(五〇六)神を求むるとは善を求むる事なり(五〇十四)善を求むるとは惡をすて、正しきを行ふにあり(五〇廿一)との真理。

以上の真理は、アモス以後の預言者等も繼承したる處にして、彼らは常に、公義を實行するに踈く、然も式典を盛大にしたる當時のイスラエル人を警醒せんと勉めたりき。唯に舊約の預言者のみならず、施洗者ヨハネも亦此真理を主張して當時のバリサイ人等を警戒し(太三〇八)、基督も亦其弟子を教へ給ふに此の真理を以てし

給へり(太六〇卅三)而して管に猶太教、基督教のみならず、凡ての宗教は斯の眞理を以て常に警戒せらる可き状態にあるものとせば、アモスの傳へたる使命は實に不朽不滅の眞理にして、彼は神の啓示によりて得たる眞理を發揚せし一偉人なりと謂はざる可らず。

◎本書の内容

本書の内容は本文の註釋に詳かなるが故に茲には單に其梗概を示すのみ

本書は便利上左の三段に分ち得可し、

第一段 一章—二章

第二段 三章—六章

第三段 七章—九章

【第一段】に於てはスリアとイスラエル人の上に下る可き神の審判を示し、彼等が犯せる罪の故に到底神罰を免かる可からざるを

説く。特にイスラエル人の受く可き神の審判は最も重きを示し、ユダは僅に附記せられたるのみ。即ち

(一)スリアに臨む神罰 一〇三—五。

(二)ベリシテに臨む神罰 一〇六—八。

(三)ツロに臨む神罰 一〇九、十。

(四)エドムに臨む神罰 一〇十一、十二。

(五)アンモンに臨む神罰 一〇十三—十五。

(六)モアブに臨む神罰 二〇一—三。

(七)ユダに臨む神罰 二〇四、五。

(八)イスラエルに臨む神罰 二〇六—十六。

【第二段】に於ては、其預言の題目一様ならざるも概して言へば、サマリアを中心とせるイスラエル人、特に其上流社會の人士が、神より種々の警戒を興へられたるに拘らず、奢侈淫逸、暴惡不倫を擅に

せるが故に、遂に國家の滅亡の免る可からざるを説く。本段は左の諸項に別ち得可し。

- (一) 獅子の吼聲——亡滅正に來らんとす 三〇一—八。
- (二) サマリアに臨む神罰 三〇九—四〇三。
- (三) イスラエルは神の審判を悟り得ず 四〇四—十三。
- (四) イスラエルの亡滅を哀しむ歌 五〇一—六八—九。
- (五) 罪を犯す者は憂へ悲しむ可し 五〇七—十七。
- (六) 俘囚の災禍 五〇八—六〇—十四。

【第三段】に於ては、五箇の異象を記し、アマジアとアモスの有名な問答を添へ、預言者の教訓を交ふ。之を左の項目に分つべし。

- (一) 三个の異象 七〇一—九。
- ア、群蝗の異象 七〇一—三。
- イ、火の異象 七〇四—六。

ウ、準繩の異象 七〇七—九。

- (二) アマジアの訴言とアモスの答辯 七〇十—十七。
 - (三) 第四の異象と其教訓 八〇一—十四。
 - (四) 第五の異象とイスラエルの全滅 九〇一—八半。
 - (五) イスラエルの將來に關する約束 九〇八半—十五。
- 九章八節後半に於て(我は云々以下)アモスは始めてイスラエルに對し、稍や温和なる態度を取りて、イスラエルの俘囚となるは畢竟國民を鍛練し給ふ神意に出づるものにして、決して全く之を亡ぼさんが爲に、唯罪人のみ亡ぼさるべしとの意を示せり。十一節以下は前と關係なくイスラエルの回復と將來の光榮を叙したり。

◎ 本書の文體

昔はゼロムは本書の註解に序し、本書の文體を品評して、言語は未熟なれども、智識は然らず」と曰へり、然れど今日に於ては原文研究

の結果、斯る批評の穩當ならざるを證するに至れり、否、ドライバー博士の言へるが如く、アモスの言語は、三四の例外を除けば頗る純潔に、其文體も亦典雅にして精練の趣きあり。彼の想像力は大預言者イザヤに比す可きに非ざるも、其巧妙なる思想發表法は、單に一〇二、五〇廿四、八〇八、九〇五以下を一讀せば容易に知るを得可し。加ふるに其文體概して詩的にして現今註釋者の中にはその詩形を重視し之によりて其内容を區別せんとする者すらあり。要するに本書の文體は直截にして明晰なる事、かの亂雜にして躁急なるホセア書の文體の到底比す可きにあらず。是れ彼が思想の勇健にして人格の堅實なるより出たるものと見るを得ん。其原文に至りては、舊約の他の書冊に於けるが如くに後世の訂正、挿入に係る所多からず、隨て此點に於てホセア書の如くに學者を難ますこと少し。批評家の説に従へば、本書中凡そ廿六節のみ後世

の挿入に係るものとす可き外、他は全くアモスの自筆なりと認むべきが如し。

亞摩士書註釋

〔第一段〕 異邦民及びイスラエルミユダに臨む

神の審判（一章—二章）

◎本書の標題 一章一、二、

第一章一節テコアの
牧者の中なるアモスの
言、是はユダの王
ウツヤの世、イスラ
エルの王ヨアシの子
ヤラバアムの世地震

【一節】本節は預言者アモスの生地と年代を明らかにせんとして、編者が後に加へたる標題と見る可きものなり。テコア、ユダの一邑にして今なほテクアと稱して存在す。其地位等に關しては緒論中「アモスの故郷」及び「テコアの地勢」の條を見よ。テコアとは喇叭の聲と云ふ意。

牧者の中なる、牧者と譯せる原語を「ノイケイズ」と云ふ。其意味に關しては緒論中「預言者となれる前のアモス」の條を見よ。施氏支

の二年前に彼が見ま
れたる者にてイスラ
エルの事を論るなり
其言に云く

那語譯故監督セレセスキ博士の支那文理譯を指すには、諸牧中とあり、テコアに於ける諸牧者中より拔擢せられて預言者となれるアモスの意。

アモスの言、預言書には普通、誰某に臨めるエホバの言と記すを常とす(何一〇一、耳一〇一、米一〇一)併し耶利米亞書にのみ茲と同式の語を用ひたり(耶一〇一)。本語に對する猶太人の説明は緒論中「アモスの其後の運命」の條に記し置けり。但し本節に「彼が見されたる者」とあるに由りて、此説明の穩當ならざるを知る可し。「アモスの言」は其實、神に見されたるものにして、自己の思想を發表せしにあらず。

アモステム字義及び彼の人物等に關しては、緒論中「預言者アモス」及び「預言者としての召喚」の條を見よ。

ユダの王ウシヤ、ウシヤは一名をアザリヤと云ひ(王下十五〇一)ア

マジヤの子にして十六歳の時、王位に登り、五十二年間エルサレムに於てユダ王國を治めたり(王下十五〇二)其治世に就ては、緒論中「アモスが活動せし時期」の條を見よ。列王記略の記す處によれば、ウシヤは概して「エホバの善しと見給ふことをなしたれども、宗教的に批評せば未だ理想的王者と稱する能はず、彼が末年癩病を病みたるは(王下十五〇三)以下、歴代志略の記す處によれば(代下廿六〇十六以下)祭司職を蔑にしたる結果なりと云ふ。但しウシヤはユダの諸王中稀なる長年月の王者にして、國家の爲に計りし處多き英君なりしが如し(代下廿六〇五以下參照)。

ウシヤとは「ヤウエ(エホバ)は吾力なり」の意。

イスラエルの王ヤラベアム、ヤラベアム二世を云ふ(ヤラベアム第一世は北方イスラエルの最初の王)。彼はユダの王アマジヤの第十五年に、サマリアに於て王位に即き、四十一年間イスラエルを

治めたりと王下十四〇廿三に記したり。彼が年代に就ては、緒論中「アモスが活動せし時期」の條を見よ。

ヤラベアム二世は、エヒウ王朝の第四の王にして、彼が政治の下に、イスラエル王國は繁榮の絶頂に達したり、彼以後のイスラエル史は急速なる下り坂の如し。然れども彼が事蹟に關しては史書に記す處極めて簡にして、王下十四〇廿五に記さるゝは唯一の個處と見る可し。彼が治世の殊に繁榮なる時代の狀態はアモス書に於て見るを得べきなり。緒論中「アモスの使命」の條を見よ。ヤラベアムとは「民の利益を辯疏せん」との意。

地震の二年前原文「地震」の字に定冠詞あれば、人口に膾炙せるものか、廻天動地の出來事として人心に印したりしものならんも、其年代に關しては明かならず。緒論中「アモスの活動せし時期」を見よ。パレステナは歴史以前より屢々地震のありし國なるが如し。舊

約中地震の事を記す處少からず。(出十九〇十八、民十六〇卅一、母前十四〇十五、王上十九〇十一、賽廿九〇六參照)

彼が見されたる者、直譯は「彼が觀たる處、即ち預言者等が異象、夢其他の方法によりて其使命或は眞理を直覺するを云ふ。(民廿四〇四、十六、賽卅〇十、結十二〇廿七參照)彼の「先見者」と譯する文字も(母上九〇九之と同じ動詞より出たるなり。施氏は之を得默示者」と譯したり。

イスラエルの事、即ちイスラエルに關する事との意。イスラエルとは、ヤラベアム二世の治むる北方十支派の王國を指す。書中ユダに關して記す處あるが故に、二〇四、五等全イスラエル人、即ちユダを含みたるを意味するやも知れずと考ふる者もあり。

【二節】本節はアモスが以下に述ぶる預言の序詞とも見る可きものにして、原文は明かに詩形を成す。

より呼號リエルサレム
 ▲より聲を出したまふ、牧者の牧場は哀き、カルメルの嶺は枯る

エホバ、此發音の正しからずしてヤウエと發音す可きこと、現今學者の等しく一致する處なり。猶太人は之をアドナイと發音して決してエホバと讀まず。エホバと發音するに至れるは宗教改革時代、即ち一千五百二十年頃より始まりたれ共、其正當なる發音に非ざるは確かなり。但し原語上の詳なる説明は茲に述べず、ヘスチングの聖書辭典を參照せよ。

シオンの原音は「チイヨン」なれ共希臘語譯に「シオイン」とせしより遂に「シオン」となれるなり。シオンは宗教的權威の在る所にして、エホバの在ます聖所なり。アモスの使命は北方イスラエル王國に對するものなるも、其インスピレリシヨンの來る所は自國のユダにあり。

此處は元エブス人の邑まちにして(士十九〇十一)要砦のありし處なるが、ダビデは之を取りて(母後五〇八)ダビデの城邑しろと名づけ、此處に彼の宮殿を築き、エホバの爲に天幕を建て(母後六〇十二—十七)後此處に祭壇を築き(母後廿四〇十八、廿五)ソロモンの世に遂に神殿を建てたる地なり。故に猶太人に取りて宗教的理想の聖所たりしこと恰も基督教徒の「新らしきエルサレム」(黙廿一〇二)に於けるが如し。

エルサレムの宮は、中間に谷を挾める二箇の岡の上に位す、傳説によれば西岡の高き處は元シオンと稱せられ、神殿は東岡の低き處に建てられたりと言へども、シオンの位置に就きては議論あり。呼號り、三〇四、八に獅子の「吼」と譯せる原語と同じ。猛き獅子吼へて獲物を得んとするが如く、エホバが審判を宣告し給ふ時の必らず罪人の上に臨む可きを示せるなり。施氏は「主自シオン宣告」と譯せり。アモス以後の預言者らも屢々此の言を用ふ(耶廿五〇卅、耳三〇十六、賽卅一〇四、何十一〇十、十三〇七、八)

エルサレムより聲を出し給ふ、希伯來詩文の常套なる對句にして「シオンより呼號り」と同意なり。茲に「聲を出す」とは雷鳴に擬したるものにして（出九〇廿三、廿八、卅三、十九〇十六、廿〇十八參照）耳三〇十六節に「天地を震ひ動かし」とあると同じ。罪人に對するエホバの聲は憤怒の聲にして、之を耳にする者は地震雷鳴の如くに戰慄す可し。

エルサレムとは多分「平安の座」の意。

牧者の牧場は哀き、アモスは擬人法を用いて、荒野に住む無言の畜類も、人の罪の爲に正に降らんとするエホバの憤怒の聲を聞き、て哀哭するを叙す。ヨエルも此擬人法に倣ひあり（耳一〇十八又羅八〇廿二）

此牧場とは多分ユダの荒野に在りしものにして（耳一〇十九、二〇廿二）アモスの熟知せし所ならん。牛羊を牧するの地は必ず草な

かる可らず、畜類の亂れ、哀しみ、迷ふは即ち牧者の哀みなり。

カルメルの巔は枯る、これ亦對句法にして、前句と意義相同じ。

カルメルとは「花園」或は「公園」の意にして、現今の「エベル、グルムル」と稱する處なり。アコー灣の南に位する高さ一千二百呎の岬にして、全山石灰質なれ共巔より麓に至る迄樹木繁茂し、バレステナに生ずる草花は一としてカルメル山になきはなしと稱せられし有名なる山なり。現今は特に葡萄橄欖を栽培せらるゝと云ふ。斯く地味豊沃なるが故に、預言者等は好んで此處を代表的肥饒地と見做したるが如し（賽卅五〇二、雅歌七〇五）には美婦の頭をカルメル山に比しあり、是れ其遠望の美より喩へたるものなる可し。蓋しカルメル山は中央バレステナに聳立し、エスドラエロンの原野ガリラヤの州、エフライムの連峯さてはバシヤンの山、ハルモンの山脈皆共に眼界の中にあり。カルメルが屢々レバノン、シヤロン

等と並び記さるゝは是が爲なり(米七〇十四、賽卅三〇九、卅五〇二) 斯かる美はしき山、豊饒の地にして、其樹木は枯れ、其美は荒さるゝに至る時はイスラエルの全沃土を失ふに異ならず。ユダの牧場とイスラエルのカルメルとを併記してバレステナ全土の豊饒を示し、エホバの憤怒は此美はしき全土を荒廢に歸せしめ給ふべきを示す。

以上先づ全體に涉れる思想を示し、以下隣境の民族に降らんとする審判を叙し、終にユダとイスラエルの上に神の憤怒の臨む可きを記す。

◎隣境の民族に臨む可き神の審判 (二〇三—二〇五)

以下イスラエルに關係ある六異教民族を數へ來りて、彼らがその罪に對する神罰の、到底免る可からざるを叙し、終に神怒のユダとイスラエルにも臨む可きを示す處、正義なる神が、罪に對し

て罰を宣告し給ふに、異教民と選民との別あることなしとのアモスの預言の精神を表はすものにして、異教民に對する神の審判は畢竟イスラエルに對する神罰の端緒とも見る可きなり。

一、スリアに臨む神罰 一〇三—五

【大意】ダマスコは其夥しき罪、特にギレアデ人を虐待せる罪によりて神罰を招き、王宮は焚かれ、都邑は破壊せられ、民は亡ぼされ、王者は絶たれ、皆囚へられてキルに連れ行かる可し。

【三節】原文によりて直譯すれば左の如し。

ヤウエ斯く言たまふ

ダマスコの三の罪に對し

四(の罪)に對して我之を取消さじ

彼らは鐵の打禾車をもてギレアデを打ちたればなり。

ダマスコはスリアの都なれば、スリア全體を代表するものと解す

第三節 エホバかく言

たまふダマスコは三

の罪あり四の罪あれ

ば我かならず之を罰

して數さじ即ち彼ら

は鐵の打禾車をもて
ギレアデを打リ

可し。勿論地名を指すは其地に住む民を意味す、故に施氏は「大瑪色人」と譯したり。

ダマスコは現今アラビア人の「デマシユク」と稱する處にして、地中海面より二千二百呎の高地に位し、海岸を去る凡そ六十哩、アンテレバノン山脈の東にあり。世界最古の都邑の一なり。回々教の傳説に依れば、此地の創立者はエリエゼルと稱する者にして、アラハムも其家族を率ひてカナンの地に移住せし前、暫らく此處に王たりしと言ふ。

ダマスコは古代より政治と貿易に於て、諸國と關係する所多し、殊にイスラエルとの關係を詳かに記さば一冊の書を成し得可し。政治的にイスラエルとダマスコとの關係の生じたるは、ダビデがスリア人二萬二千人を殺せる時に初まりたるが如し、母後八〇三—六其後ダマスコは或はイスラエル人の敵となり、或はイスラエ

ルと同盟してユダに當り、或はユダを援けてイスラエルに侵入したり。アツスリア帝國との關係は常にイスラエル王國を動搖せしめたり。アモスの當時ダマスコはアツスリア王シャルマネセル三世に攻撃せられ、イスラエル王ヤラベアム二世はスリア人を撃ちて國土をハマテに至る迄擴張するを得たり（王下十四〇廿八）なほ四節の註を見よ。

三の罪あり四の罪唯三、四と罪を數へたるにあらず、その夥しきを意味す。而して其中最も甚だしき「ギレアデの虐待」を指摘してダマスコの罪の大なるを代表せしめたるなり。箴言中にも此筆法を用ひたり（卅〇十五、十八、廿一、廿九）

罪、この原語は宗教或は道德上の罪にあらずして政治上の罪、即ち權威者に對する叛逆の罪を意味す。茲にては勿論他國を侵害する罪に對して用ひたるなり。

我かならず之を罰して赦さじ、こは意譯なり、原文唯二語より成り、「我之を取消さじ」と譯し得可きものなり。即ち、一度ダマスコの罪に對して宣告せる審判は之を撤回せずと云ふの意。

鐵の打禾車を以て云々、此はスリアの王ハザエルがヨルダンの東なるギレアデに於て、戰勝に乘じ多くの住民を虐殺せし事實に言及せるなる可し(王下八〇十二以下、十〇卅二、卅三、十三〇七參照)古代に於て戰勝の際、捕虜を虐待せしは殆ど通例にして、ダビデのアンモン人を虐待せしことは母後十二〇卅一に記しあり。其他目を抉り、指を切斷するなどは稀ならざりしが如し(士一〇六、七、十六〇廿一參照)

打禾車は、荷車の一種にして、其兩輪には鐵の齒あり穀物を打ちたる後、打物の上に挽廻して藁をくだくものなりとゼロムの説明に見えたり。(賽四十一〇十五參照)アラビア人は今日も斯る農具を

使用すと云ふ。但し茲にては實際斯る農具にてギレアデ人を打ちたりと云ふ意にあらず、寧ろ其殘虐の酷しきを形容せるものを見る可し。

パルステナには鐵鑛山なく、レバノン山の南麓に一ヶ所あるは、かの有名なるダマスコ鋼鐵の産出地なる可し。鐵器の事、多く聖書中に記されざるは多分之が爲ならん。ソロモンのエルサレムの神殿に用ひし鐵、其の他の金屬は専ら外國より輸入したるものなり。

ギレアデ、堅き或は荒きの意。ヨルダンの東に位する一帶の山地にして、ヨルダンの西より望めば岩石多く不毛の地の如く見ゆるも、親しく此地に到る者は、その自然の景色に富み、森林あり、谿谷あり、泉ありて肥沃なること全く遠望の如くならざるを知ると云ふ。此地は昔シホンとオグの分割せる處にして(書十二〇二、五)此地を

含めてマハナイム、スコテ、ベヌエル、ミヅベ等の一帶をアモリ人の國と稱したり。其後此處はガドとマナセの半支派の領地となり(申三〇十三、書十三〇卅一)ギレアデは昔より戰の多くありたる處なり(士十一〇、十二〇參照)ダビデが其子アブサロムと戰へるも此地にして(母後十八〇)ヨラムとハザエルの劇戰(即ち本節に言ふ處の事件)も此處にありしなり(王下九〇十四參照)但しギレアデは全く戰鬪の地のみにあらず。ヤコブとラパンの握手も此地にて行はれ(創卅一〇四九)ヤコブとエソ一の媾和も亦此地にて成されたり(創卅三〇)其他母前卅一〇十一—十三、母後十七〇廿七—廿九、十九〇卅一以下、王上十七〇一參照。

四節我ハザエルの家
に火を遣リベネハダ
デの宮殿を焚ん

【四節】ハザエルの家、預言者エリヤが、ホレブ山にて神より、膏をそゝぎてスリアの王とせよと命ぜられしハザエルを云ふ(王上十九〇十五、十七、當時ハザエルは、スリア王ベネハダテの宮中に於て、重

要の地位を占め居りしなる可し。彼後にベネハダテを殺してスリアの王となり(王下八〇七—十五)イスラエルに敵したりしは、エリヤの預言したるが如し(王下八〇八、廿九、九〇十四、十五)ハザエルとは、神見給ふの意。

家とはハザエルの宮殿と其家族とを指す。

火を遣り、神の憤の激くしてハザエル家を斷絶し給ふを形容したるもの。神の憤怒を火に喩へたる處少からず(何八〇十四、耶十七〇廿七、廿一〇十四、四十九〇廿七、五十〇卅二等)

ベネハダテの宮殿、ハザエルの子にして其後繼者となりしベネハダテ第三世と稱する者を云ふ(王下十三〇廿四、廿五參照)茲にある「宮殿」の原語は複數なるが故に單に一人のベネハダテを指すのみに非ず、スリア王の全體を指せるものならん。ベネハダテ第一世はダブリモンの子(王上十五〇十八—廿二)、ベネハダテ第二世は第

一世の子にして、サマリアにアハブ王を攻めて敗れし者なり(王上
廿〇参照)。
ペネハダデとはハダデの子と云ふ意。想ふにハダデは、勇者の名
にして、彼後に神と崇められたるならん。されど詳しき事は明か
ならず。

宮殿なる語はアモスの好んで用ふるものにして、本章に五回(四、七、
九、十二、十四)二章に二回(二、五)三章に三回(九、十、十一)六章に一回(八)合
せて十一回用ひらる。また他の小預言書中には何西亞書に一回
(八〇)十四米迦書に一回(五〇)五用ひらるゝのみ。
焚ん、此働詞の主格は、前句の「火」なり。施氏が「使火：焚」とせるはよ
し。勿論エホバは「焚盡す火なれば」(申四〇廿四)此火の源は神なる
こと明かなり。此語の原語は「食ひ盡す」の意。飢、火、疫病等の亡滅
力を形容するに用ひらる。本書中此「焚かん」の文字は常に「宮殿」な

る文字と並用しあり。

五節我ダマスコの關
を碎きアメンの谷の

中よりその居民を絶
のぞきハテエデンの
中より王の杖を執る
者を絶のぞかんフリ
アの民は携へられて
キルにゆかんエホバ
これを言ふ

【五節】關を碎き 關門を破碎すとは即ち城邑を破壊すと云ふに
同じ。古代關門を嚴重にせし例は申三〇五王上四〇十三に依り
て知り得可し。

アメンの谷、アメンとは「空しきもの」の意。「谷」とは施氏の如く「平原」
と譯する方可なり。七十士譯には「オンの谷」とあり。オンはエジ
プトの太陽神の名。アメンの平原は想ふにレバノン山に聯れる
「バルベク」の平原を指すなる可し。此處は昔淫祠盛に行はれし
處にしてエジプトの偶像オンの禮拜最も盛なりしと云へば、オン
の音轉化して「アヴェン」(空しきもの)即ち偶像を指すとなりしなら
んか。結卅〇十七に「アメン」とあるを七十士譯には「ヘリオポリス」
即ち太陽の邑となせるを参考せよ。(ヘリオポリスはオン神禮拜
の盛なりし市なり)。

居民は亦「坐する者」とも譯し得可きが故に、位に坐する者即ち王者を意味すと説く者あれども、茲はアベンの平原に住せる民衆が淫祠を盛にして人倫を亂せる罪によりて罰せらる可きを云ふとする方可なるが如し。

絶のぞき、即ち施氏の譯せる如く「殲殺」するの意なり。後句に「擄へられて」とあるは、其絶のうかれたる残りの方の擄となるを云ふ。ベテエデン「樂しみの家」の意。所在明かならず。或はダマスコに近き現今のベテルガンナなりと云ひ、或はラオデキア地方にありたるバラダイソス（公園の意）なりと云ひ、或はエフラテ河の中央ピテアデムなりと云ふ説あれ共、何れも確かならず。次句に「王の杖を執る者」てふ文字より察すれば、何れ王宮の所在地なる可し、ダマスコ王の其の家を設けし處ならんと想像する學者あれども如何にや。王上廿〇十六に、スリアの王には彼を助くる卅二人の王

たちありしことを記せるを見れば、或は其「王達」の一人の領地なるやも知れず。

王の杖を執る者、施氏の譯せる如く「執政者」即ち王を云ふ、杖は王者の權威を示すもの。

擄へられて、この原語は國民悉く捕擄となるの意。個人の捕擄となるを示すには別の文字あり。スリアに屬する者は王者と民衆とを問はず悉く捕擄となる可きを云ふ。

キル、九〇七に依れば、スリア人は元キルより移住せしものゝ如し、然れど其所在明らかならず。賽十五〇一に、モアブのキルと稱する處あれど、勿論茲のキルにあらず。結廿三〇廿三の「コア」とは即ち茲の「キル」と同一なる可しと云ふ者あり、但し此名稱の語根明かならず。王下十六〇九には本節の預言成就せるが如く記しあり。之によりて察するに「キル」とはアツスリアより遠からざる所なる

が如し、或は北の方クル河の岸に沿へる國たりとも云ふ。又アツスリア王テグラテピレセルの年代記に依れば、彼は紀元前七百卅二年にダマスコを陥れたりとあり。王下十六〇九は七十士譯に省けるが故、之を後世の挿入なりと説く者あり、但し之をアモスの預言の成就せるものなりと論ずる學者少からず。

エホバ之言ふ、三節の初めに「エホバかく言たまふ」と記し、今また茲に本句を入れたるは、本段の叙述を明かに且強くする筆法なる可し。本章八、十五、二章三にも同一筆法を用ふ。

二、ペリシテに臨む神罰 一〇六—八

【大意】ペリシテはスリアの如く其夥しき罪、殊に捕虜を奴隸として販賣する罪により、神は其都ガザを始めアシドド、アシケロン、エクロンの支配者と住民とを滅ぼし、幸にして此打撃を免かれたる者をも終に打亡ぼし給ふ可し。

六節エホバかく言た

まふガザは三の罪あ

り四の罪あれば我が

ならず之を罰して赦

まじ即ち彼らは俘囚

なごましく曳ゆき

てこれをエドムに付

せり

【六節】ガザ、ペリシテの五色の一にして(書十三〇三)地中海岸より僅に二哩の處にあり。エジプトとヨツバとに通ふ須要の市徒八〇廿六参照)にして延長三哩に亘り橄欖の林あるを以て名あり。

周囲の土地豊沃にして牧場に充ち、今日に至るもアラビア人は此處を以て商賈の市場となすと云ふ。ガザとは「強き所」の意。此地は歴史上、イスラエルとの關係淺からず。カナン征服の時エダの支派の取りたる所(士一〇十八)にしてサムソンの事蹟に關して特に記憶す可き地なり(士十三〇、十六〇)此所はエジプトに至る通路なるが故に、聖書の記事以外に、戦争の屢々ありし處なり。紀元前七百十年、エジプト王サバコと同盟するや、其執政者ハンノはアツスリア王サルゴンに攻撃せられ、ガザに近きラビアに於て大戦闘を開始してサルゴンの勝利に歸し、ハンノは位を奪はれ捕虜とせらる。紀元前三百卅二年、此地は歴山大王に包圍せられ、頑強なる

抵抗の後遂に陥られたり。蓋しアツスリア王等のガザを攻めしは寧ろエジプトに至る自由の通路を得んが爲なりき。俘囚をことごとく曳ゆきて、俘囚とはヨラム王の時ペリシテに虜となれるイスラエル人を指すなる可し(代下廿一〇十六)。而して捕虜を奴隸として販賣するは古代の通例たりしが故に、此時ペリシテ人も此例に倣ひたるならん乎。或はペリシテ人は、アフリカに於けるアラビア人の如く、奴隸賣買を業とせしやも知れず。前に述べたる如く、ガザは商賈の通路たりしが故、當時の奴隸賣買の市場となり、北はベニシヤ、南はエドム等に之を輸送するに最も便利なりしなり。昔は捕虜となれる者、大抵奴隸に賣らるゝか、或は虐待せられたりし事實は聖書以外、アツスリア、バビロン等の古記録に明かなり。人情を無視せる奴隸賣買が、古代の絶えざる戰爭に依りて、甚だ盛なりしは察し難からず。斯る遼遠たる古代に

於てイスラエルの預言者らは、既に奴隸賣買の正義に反するを鳴らして其罪を責め、神罰の其上に臨む可きを告げたるなり。(耳三〇六、八、耶十三〇十九參照)

ことごとく、とは詳しく云はゞ、婦人小兒をも残らずとの意なり。古代戰敗者を捕虜とする時、婦人小兒等を助くること常例なるに、ペリシテ人は此常例を無視して、ことごとく、俘囚を曳きゆきたるは其殘忍の最も甚だしきことを示すなり。但し、ことごとくの原語は又「平安」或は「敬虔ある」の意を有するが故に、此處をペリシテ人の罪の重き所以は、平穩敬虔なるイスラエル人を奴隸としてエドム人に賣りたるにありと註釋する人あれども如何にや。

エドムに付せり、エドムは死海の南よりアカバ灣、頭に至るアラバの兩側に跨るセイル山脈一帶の地にして、元エサウの子孫に滅ぼされたりと云ふホリ人の住みし處なり(申二〇廿二)。エドムとい

スラエルとの關係亦淺からず。イスラエル人のカナンに入らんとするやモーセはカデシバルネアより使者をエドムの王に遣はし、其處を通過する許を求めたれども得ざりしが故に、餘儀なく之を繞り通らんとせしが、その途の爲に民心を苦しめたり。民廿〇十四―廿一、廿一〇四。又申命記廿三章七にイスラエル人は、エドムを惡む可からず、是は汝の兄弟なればなりとあるは、エサウとの關係より來りしなる可し。創卅六〇二、廿一、廿二。然れどイスラエルとエドムの關係は専ら戰爭にありき。サウルはエドムと戦ひ、母前十四〇四七、ダビデはエドムを攻めて之を服せしめ、母後八〇十三、十四。ソロモンの時代に於てもエドムを敵としたり。王上十一〇十四。然れどもエドムは長く獨立國たるを得ず、ヨシヤバタの時代には、エドムに王なかりしなり。王上廿二〇四七。ヨラムの時、エドム其王を立てたれば、ヨラム之を攻めたりしが、征服するに至らざ

七節我がザの石垣の
内に火を遣り一切の

りき。王下八〇廿一、廿二。其後五十年にしてアマジアはエドム人一萬人を殺して其都セラを取りたれば。王下十四〇七。エドムは此後再び立つこと能はざりしものゝ如し。ウジヤはエラテを取りて之をユダに歸したりき。王下十四〇廿二。其後ダマスコの王レジンのエラテを征服して此處にスリア人を移住せしむる迄。王下十六〇六。ユダに屬せしが如し。アハズ王の時、エドム人、ユダを攻め、民を擄へて去りたるが爲、アハズはアッスリア王に援助を求めたる事。代下廿八〇十六、十七に記しあり。

付せり、とは「賣付せり」の意にして、戰勝により捕虜とせる者を直ちに、奴隸に賣りしか、又は既に、奴隸となりたる者を、エドムに付せしか、何れに解するも誤なかる可し。「俘囚」の註を見よ。

【七節】石垣、即ち邑まほの防禦の爲に築きたる石垣を云ふ。五節の關を碎きと比べよ。ガザの防禦頗る堅固なりしと見え、歷山大王の

殿を焚ん

八節我アシドの中

よりその居民を絶の

ぞきアシケロンの中

より王の杖を執る者

を無除かん我また手

を反してエクロンを

撃んペリシテ人の遺

れる者亡ぶべし主エ

ホバこれを言ふ

之を包圍せし時ガザの註を見よ其大軍をもて之を陥るゝに二ヶ月を費せしと云ふ。

一切の殿を焚ん、その宮殿を焚んとすべし(四節註を見よ)。

【八節】アシド、ガザより海岸に沿ふて北の方三十五哩の處にあり。後アゾトスと名づけ徒八〇四十、原書現今エスドドと稱す。ガザと共にペリシテの五邑の一なり。サムエルの時代には其獨立を維持せしも(母前五〇一)ウジャヤ王は之を攻め取りたりき(代下廿六〇六)。アシドとは城寨の意。此地はイスラエルの歴史と深き關係を有せず。紀元前七百十一年、アッスリア王サルゴン、此處を包圍して服せしめたりき。其後(紀元前六百卅五年)エジプトの王サミテカス之を包圍せしとき、廿九年間能く之を支へたりとて世界歴史中最も長き包圍攻撃に堪へたりとして歴史家に知らるゝ處なり。

アシケロン、是亦ペリシテの五邑の一。ガザとヨツバの間にある樞要の商業地にしてアラビア人は今も猶アスカラインと呼び、ヘロデ大王の誕生地として有名なる處なり。アシケロンの意味明らかならず、或は商賣の地として、度量を意味するならんとの説は推察に過ぎざるのみ。

手を反して、或は手を轉らしてと譯す可し、即ちエホバの手は既にアシド、アシケロンを打たんとて延せしが、今や其手をエクロンに轉じて之を打たんとするを意味す。但し之を轉々亂打すの意に解する學者もあり。エクロン、是亦ペリシテの五邑の一にして其最も北に位せり。多分、殖民地の意ならん。現今、アキールと呼ばる。カナン分割の際は之を北の境としてユダの支派に與へられしが(書十五〇四五、四六)其後之をダン支派に譲りたるが如し(書十九〇四三) (なほ其の

歴史上の關係に付ては母前七〇十四、十七〇五二、王下一〇二、三六、十六を見よ。

アモスはペリシテの四邑を記して、第五のガテ(書十三〇三)を除きたるに關し或は此時ガテは既にスリアの王ハザエルに攻め取られたるが故なりと云ひ(王下十二〇十七)或は既に四邑を擧げてペリシテ全體を示せるが故に、ガテを記すに及ばざりしなりと説く學者あり。

ペリシテ人、九章七の註を見よ。

遣れる者、最後の者と云ふ意。

此預言は長く成就せざりしと見え、ネヘミヤの時代に、アシドドは猶存在せり。(尼四〇七、十三〇廿三參照)

主エホバ、アモスは好んで此の語を用ふ。本書に十二回あり。主エホバの發音は猶太人は、アドナイ、エホイと讀む。エホイとは、エ

ロヒム(神)の母音をエホバの文字に轉用せしなり。

三、ツロに臨む神罰 一〇九

【大意】ツロはガザの如き罪に加ふるに友邦との盟約を破れる故を以て、ガザと同様な運命に陥る可し。

【九節】ツロ、原語は「ツホル」にして、和譯は希臘語譯の「ツロス」より來れり、岩の意にして古代ベニシヤの主邑なり。岩石多き島の上に位せるが故に其の名を得しならん。シドンと共に有名の商業地なりしも今は其面影をも止めず。此地は昔城壁ありしが如し(書十九〇廿九、母後廿四〇七)其繁華なりし狀は賽廿三〇一以下、亞九〇三に依りて察し得可し。イスラエルとの親密なる關係は母後五〇十一、王上五〇一、七〇十三、十四、九〇十一、十二等にて明かなり。

エドムに付し、此句に適合す可き歴史的事實は聖書中に記しあら

九節エホバかく言た

まふ、ツロは三の罪

あり四の罪あれば我

かならず之を罰して

赦さじ即ち彼らに伴

囚をもくくエドム

に付しました兄弟の契

約を忘れたり

ず。但し結廿七〇二以下及十三に依れば、ツロは他の國々と共に、
奴隸賣買を盛んになしたること明かなり。本節には六節の如く
に「曳ゆきて」の句なし。是れ或は單に奴隸賣買を商法として、イス
ラエル人の敵より、イスラエル人たる捕擄を買取り、之を奴隸とし
てエドムに賣りたるを意味すと説く學者あり。

兄弟の契約 兄弟とはイスラエルを指せるものにして、契約とは
ツロの王とダビデ及ソロモンと同盟せる事實を云ふならん(母後
五〇十一、王上五〇十五以下)、聖書中イスラエルの王達の中、嘗てベ
ニシヤに對して戰ひし者あるを見ず。

忘れたり、如何なる事實を指すや明かならず。若し前句の「エドム
に付したる奴隸にしてイスラエル人たりしとせば、此一事は取も
直さず」兄弟の契約を忘れたるの證なり。

【十節】ツロはアツスリア王サルゴンに焚かれ、其後亦ネブカデレ

十節我ツロの石垣の

内に火を遣り一切の
殿を焚ん

ザルに征服せられたり。歴山大王はツロを攻め取りて三萬の住
民を奴隸に賣りたる事實などは、本段預言の成就せるものと見る
可し。

四 エドムに臨む神罰 一〇十一、十二

【大意】エドムは其兄弟なるイスラエルと親しむ可きに、常に劍を
以て之に迫り、友愛を施す可きに絶えず怒を以て之に對す。故に
其地方のテマンはボヅラと共にエホバ之を亡し給ふ可し。

【十一節】エドム、六節の註を見よ。

劍を以て其兄弟を追ひ、本句は代下廿八〇十七に記せる事實に
關するならんも、之に能く符合する明白なる記事なし。エドムに
關する罪は漠然と記され、其兄弟たるイスラエルに對して無情の
行爲をなせる點に重を置けるが如し。

兄弟、六節に註せる如くエドムとイスラエルとの人種的關係を云

十一節エホバかく言

たまふ、エドムは三

の罪あり、四の罪あ

れば我かならず之を

罰して赦さじ即ち彼

は剣をもてその兄弟
を追ひ全く憐憫の情
を断ち恒に怒りて人
を害し永くその憤恨
をたくはへたり

ふ。本節の聖書引照に、創廿七〇四十一、馬一〇二と記せるは、エサ
ウとヤコブの關係を意味するが如くなるも、是はエドムがエサウ
より出たりとせる創廿五〇卅を引照す可きなり。
憐憫の情を断ち、同情を棄てたるを云ふ。原文母音の用法により
ては、その孕める婦を滅ぼしとも譯し得可し(十三節參照)。但し和
譯の方可し。

恒に怒りて、原文は、絶えず其怒りを裂きの意、即ち肉類の食物を割
き徐々に之を食ひて養となすが如く、怒りを營養として無情の心
を養ふを云ふ。

人を害し、此一句原文になし、除くも可なり。

永くその憤恨をたくはへたり、前の「恒に怒り」の對句にして同義な
り。「たくはへたり」を亦「保ちたり」とも譯す。

【十二節】**テマン**、位置明かに定め難し、茲にはエドムと同意義に用

十二節我テマンに火

を遣りボヅラの一切
の殿を焚ん

ひらる。耶四十九〇廿(エドムに於ける樞要の地たりしに相違なし
(阿九參照)。**テマン**とは、右の方の意にして東方に面して立ちての
方位なれば南を指す。此地は智慧に富める者を多く出して世に
知られたるが如し(耶四十九〇七以下)。ヨブを慰めんとて來れる
三人の中、エリバズはテマン人なり(伯二〇十一)。

ボヅラ、七十子譯には此地名を省きて「我テマンに火を遣り、その宮
殿を焚ん」とあり。ボヅラとは多分「要塞」の意。

聖書中に此名を有する地多く記るさる。耶四十八〇廿四にある
ものはモアブに在るボヅラなる可し。エドムのボヅラは極めて
古き邑にして創卅六〇卅三預言書にはエドムと並び記す處多し。
(賽卅四〇六、耶四十九〇七、十三、廿二)死海の東南約廿哩の地にして、
現今のブザイルと稱する處こそ古代のボヅラならんと云ふ學者
あり。

五、アンモンに臨む神罰 一〇十三—十五

【大意】アンモンは其夥しき罪、特に其國境を擴めんとて、ギレアデの孕める婦まで虐殺せる大罪によりて、恐る可き外寇を蒙り王者と住民共に滅さる可し。

本段に記せる預言に適合する事實は聖書中に記されず。或はイスラエルがハザエルと戦へる際三節の註參照(元アンモンに屬せしギレアデを回復せんとて斯る虐殺をなせしやも知れず。後世アンモンがガドの支派の領地を奪ひしことは耶四十九〇一以下に記しあり。

【十三節】アンモン、此の族はヨルダンの東方にて、南はアルノンより、北はヤボクに至る間に住みたる民にして、イスラエル人のカナンに入る前、アモリ人の王シホンの爲にヨルダン河岸より驅逐せられたる民族を云ふ。アンモンの意味明らかならず、但しアンモ

十三節エホバかく言

たまふ、アンモンの

人々は三の罪あり四

の罪あれば我かなら

す之を罰して救さじ

即ち彼らはその國境

を擴めんまでギレア

デの孕める婦を割た

り

ンの祖先と稱するロトの季女オトニスが其父に由りて生れたる子創十九〇卅八を、ベニアミン吾同族の子の意と呼びしと同義なりと云ふ者あり。

アンモンとイスラエルとの兩民族間に常に惡感情の存せしことは申廿三〇三四を見て明かなり。但しアンモンはモアブと共に、イスラエル人と同民族たることは疑ひなし。アンモンとイスラエルと相反目せしは歴史の證明する處なり。サウルの王位に即くや、直ちにアンモンの王ナハシと戦端を開き、母前十一〇一以下ダビデのサウルに繼ぎてイスラエルを治むるや、アンモンは暫らく平和なりしが、母後十〇二ナハシの死するや、ダビデはナハシの後繼者ハヌンを攻めて甚だしく虐待を行ひしは、アンモンがダビデと其臣僕とに對して頗る無禮を加へたるに因るなり、母後十二〇廿六以下、なほアンモンの後の歴史に關しては王下十五〇廿九

代上五〇廿六、王下廿〇、廿七〇五、王下廿四〇二、廿五〇廿二—廿六を看よ。アンモン人は其行爲の殘忍なりしが如く、其宗教に於ても最も暴逆にして、其國神モロク(或はミルコム)に子女を犠牲として供せし習慣の如きは常にイスラエル人をして嫌惡、戰慄せしめし處なり(王上十一〇七、卅三等)。

國境を廣めんとて、古代より國境問題に關してイスラエルとアンモンとの間に、絶えず葛藤ありしが如し(士十一〇十二以下)。本句は如何なる事件を指すや明かならざるも、斯る事實の往々起りしことは疑ふ可からず(士十〇七八參照)。

ギレアデ、三節の註を見よ。

孕める婦を割たり、古代に於て斯る猛惡なる行爲をなしたりし事は、舊約書の諸處に記せるによりて明かなり(王下八〇十二、十五〇十六何十〇十四、賽十三〇十六等)。茲は特に或事件を指すなら

んが、前に述べたる如く之に適合する記事を見ず。「孕める婦」と譯せる原語を改めて「山々」と讀ましめ、ギレアデの山々を貫けりと改譯して、國境を侵したる罪(申廿七〇十七を意味すとなし、或は之を「城」と改め讀む方前句の「國境を廣めんとて」に符合す可しと主張せし猶太人の註釋家あり。

【十四節】ラバ、聖書中アンモンの邑として記せる唯一の地名にして、其「大」の意を有するによりてアンモンの都たりしこと知る可し。死海の北東約廿五哩の地にあり。トレミー二世(紀元前二百八十五年—二百四十七年)は此處を改築して「フィラデルフィヤ」と呼べり。現今アラビア人は之を「アムマン」と呼ぶ。

火を放ち、前には皆火を遣り(おく)とあり四、七十、十二。「放ち」とは「燃し」の意、敵をして火を放たしむるか、又は内より火を起さしむる意なりと云ふ。

十四節我ラバの石垣

の内に火を放ちその

一切の殿を焚ん是は

戰鬥の日に吶喊の聲

をもて爲れ暴風の日

に旋風をもて爲れん

吶喊の聲、攻撃又は勝利の叫び聲。但し何五〇八には、此原語を敵の襲撃を蒙りて悲み叫ぶに用ひあり。

暴風：旋風、此二語は異語同意にして、敵の攻撃極めて激甚なれば、民衆の驚愕喧噪の頗る甚しきを形容せるなり（賽廿七〇八、廿八〇二）

【十五節】彼らの王、原語「マルカム」なり。母音符を少しく改むる時は、「ミルコム」（アンモン人の神名）と讀み得可し（十三節「アンモン」の註及英語改正譯を見よ）。七十子譯には本句の次に、而して其祭司も」と加へある處より、耶四十九〇三と同意に取る者あり。但し次句に「その牧伯等」とあり且つ前に王と民とを共に記せる筆法（五、八）によりて之を考ふるに、和譯の方なるが如し。アンモンはテグラテビレセルに攻撃せられて後アツスリア帝國に隸屬せし事實は本段預言の成就せるものと見る可し。

十五節彼らの王はそ

の牧伯等諸共に携

へられて往んエホバ

これを言ふ

〔第貳章〕

六、モアブに臨む神罰 二〇、一―三

【大意】モアブは其夥多の罪、特に「エドム」の王の骨を焼て灰となせる罪によりて、其都ケリオテにある宮殿も王及び住民も、敵の侵撃の中に亡ぼさる可し。

本段の預言がモアブの屢々イスラエルを侵撃して災厄を興へし點を責めずして、イスラエルの敵たるエドム王に對して加へたる行爲を非難せるは、一見甚だ奇なるも、アモスの預言の精神は一に神の正義を標準として、倫理的に各民族を審くにあれば敢て異とす可からず。

【一節】モアブは、死海の東、ヨルダン河の極南に位する高地にして、南はエドムに境し、東はアンモンに隣せり。一千八百六十九年、シ

第二章一節エホバが

く言たまふ、モアブ

は三の罪あり四の罪
あれば我かならず之
を罰して赦さじ即ち
彼はエドムの王の骨
を焼て灰となせり

ライン氏の發掘せる「モアブの古碑文」の世に出でたる以來、此地は諸學者の頗る注意する處となれり。此古碑は紀元前約八百五十年比、モアブの王メシヤが、イスラエル王に勝ちしを紀念せんとて建設せる戰勝記念碑とも稱す可きものにして（ヘスチング聖書辭典に其模型を掲げあり）其言語は頗るヘブル語に似たり。此事と聖書中に散見するモアブの固有名詞とによりて察するに、モアブはイスラエル民族に屬せしものならんか。モアブ族の起原に就ては、アンモンと共に、ロトより出でたりと記さる（創十九〇卅七）七十子譯には、其名をモアブと名けて言ひけるは、我父より云々とあり。之によればモアブの語意は、我父より得たる者なるが如し（アブは父の意、モはメに改ためて「より」と譯し得可し）又一説にモアブの地形、人目を悦ばすにより、望む可き所の義なりと云ふ。モアブの名は専らアンモンと並び記さる（一〇十三の註に引きたる處を參照

せよ）

エドムの王の骨を焼て灰（原語は石灰）となせり、勿論活きたる體を燒き殺したるに非ずして、エドム王に對する憤怒の餘り、其墳墓を發き屍體を燒きて灰の如く粉碎せしなり（ヨシヤ王のなせる所と比べよ、王下廿三〇十六）然れば預言者の非難せるはエドム王を殺せるに非ずして其の屍體に加へたる侮辱にあり。聖書中、之に適合する事實を見ざれども、王下三〇に、イスラエルの王ヨラムとエダの王ヨシヤバテが、エドムの王と共に、モアブと戰へる時の事なるやも知れず。猶太人の傳説によれば、この戰の後、モアブ人は甚くエドム王を恨み其死せる後、王の骨を墓より堀出して之を燒き、以て大にエドム王に侮辱を加へたりと云ふ。是れ或は本句の意を傳ふるものならん。兎に角アモスは前段より、隣境の民族の、イスラエルに對して犯せし罪を指摘して、彼等の神罰の免る可らざ

るを示したるが故に、本段に於ても、モアブがエドムのユダに隸屬せし時に之に加へたる罪は取も直さずイスラエルに對して犯せる罪なりとしたるなり。

「灰とせり」の原語を少しく改めて「潰つぶしたり」と讀む學者もあり。

【二節】ケリオテ、邑々まごの意、茲にては勿論固有名詞にしてモアブの首都ならん(耶四八〇廿四)。前記モアブの古碑中にも、メシヤ王は、「我ケリオテに於けるケモシ、モアブの神の前の祭壇を打こぼす」と云々と記せり。國神ケモシの祭壇のありし處なれば、正しく首府なる可し。七十子譯にケリオテの意を取りて、その邑々となせるは誤ならん。思ふにモアブの諸邑の集中點なる故に複數の「邑々」を以て其首都を意味せしならん。ケリオテの位置明かならざるも、若し賽十五〇一に記せる「モアブのアル」の異名同所なるべしとの學者の説を真とせば、モアブの北境アルノンの谷にありしなり。

二節我モアブに火を遣リケリオテの一切の殿を焚ん、モアブは躁擾と吶喊の聲と喇叭の音の中に死ん

現今荒廢せるケリアテと稱する邑こそ昔のケリオテなりと説く學者あり。

躁擾、戰爭の際起る躁擾を云ふ。耶四十八〇四十五に、モアブ人を喧鬧さわやをなす者と評せるが其の原語は、躁擾の子の意にして、彼らは「不時の出來事あれば、直に喧擾する特質ありしが如し。

喇叭、原語を「シヨーフハル」と言ひ牛或は牡羊の曲れる角にて製し、戰時侵撃或は吶喊の際に吹き鳴すなり。金屬にて製せるものを「ハットオーツエラー」と云ふ。何五〇八に「角」と譯せるは前者にして「ラツバ」と譯せるは後者なり。聖書中和譯英譯共に此の二を混同せる處あり。茲にては「ラツバの音」によりモアブの人は恐懼騷擾してなす處を知らざる中に敵の攻撃によりて仆るゝを示す耶四〇十九參照)

【三節】その中より、茲の、そのは女性代名詞なり。或人はモアブは

三節我その中より審

判長を絶除きその諸
の牧伯^カ之^カ之^カもに
殺さん^カエホバ^カこれを
言ふ

男性固有名詞なる故、そのとはケリオテの邑を指せるなりと説けど、モアブを國名として女性代名詞を用ひたりとする方可なるが如し。

審判長、原語「シヨーフエイト」にして、普通「士師」と譯せらる。或は之によりて當時モアブには王なく、唯士師ありて政を執れりと論ずる者あれど、稍疑はし。一〇六及び一〇十五の如く、王の意に解す可し。即ち執政者の最高位にある者を云ふ。勿論當時ヤラベアム二世は、イスラエルの境を回復せりとの記事あれば、王下十四〇廿五、或はモアブをも征服せしやも知る可からずと雖、彼が果して死海の近傍までイスラエルの國境を擴張せしや否や明かならず。牧伯は又「官吏」とも譯す、地方を治むる長官（知事）の如き者を云ふ。モアブは屢々アツスリアの威壓を受け之に屈服し、遂にバビロン王ネブカデレザルに征服せらるゝに至れるは本段の預言の成就

せるものと見る可し。

以上一〇三より本節に至る迄はイスラエルに隣せる六民族に下るべき神罰を叙し、其原因の、セミ人種に共通せる殘虐及び奴隸賣買等の如き暴戾に在ることを示し、以下此神罰の將に近く自國のユダに及び、次でアモスが預言者の天職を果しつゝあるイスラエル王國に來らんとするを述べんとす。抑も律法を附與せられざる異教民は、其の良心に示されたる不文の道德律に照らして審判せられ、律法を附與せられたるユダは律法を犯せるが故に審判せられ、イスラエルは不義殘忍の行爲のために審判せられんとす。何れも皆正義なる神に對する犯罪にして、アモスの預言の精神を見るにその自國民と異教國民とに對し、嚴正にして毫も公平を缺かざるは、眞に紀元前八世紀に於ける堂々たる預言者の態度を示せりと謂ふべし。

七、ユダに臨む神罰 二〇四、五

【大意】ユダは夥多の罪により、特にエホバの律法を破り其祖先の陥りたる偶像禮拜に、自から好んで迷ふにより、其都府エルサレムにある宮殿は悉く焚かるゝに至る可し。

本段の預言は、アモスがイスラエルに對する使命を傳ふる次手に發したる觀あり。換言せば彼の預言は唯に隣境の民族のみならず、パレステナ全土に渉る可きものとしてユダをも含めたるが如し。故に本段に於ける叙述の筆力は、其嚴正なる點に於ては、前數段の異教民に對するものに比較して稍や寬に失するが如し。批評家の中には本段を以て後世の挿入に係ると論ずる者あり。然れど、テコアに成長せしアモスが、全くユダを等閑にするが如きことあらば本書預言の完璧を損すと謂はざるべからず。

【四節】ユダは希臘語より來れる發音にして原語「エフダー」と云ふ

四節エホバが言た

まふユダは三の罪あり四の罪あれば我がならず之を罰して赦さじ即ち彼らにエホバの律法を輕んじその法度を守らずその先祖等が従がひし偽の物に感はさる

「讚美らる」との意。舊約書中には(ア)ヤコブの子の名(創廿九〇卅五、(イ)ユダの子孫にして、ユダの支派と稱するもの(民一〇廿七、ウ)ユダの支派の住せし地(賽三〇八、エ)ソロモン王の後、王國分裂せしときユダとベニヤミンとの支派より成る南方王國(賽十九〇十七に、ユダの地」と記すもの、及び(オ)移囚後へブル民族(基一〇十四)全體等に對して用ひらる。本節にては勿論ユダ支派の住せし所を指せるなり。

律法を輕んじ、律法の語は本預言中茲に始めて出づ、原語はトーラーにして、茲にては最も廣義に用ひらる。即ちヤウエの其撰民に與へ給ひし教訓及び戒律の全體を指し、後世猶太人の如く所謂モーセの五書を呼ぶにあらず、但し原文には定冠詞を有するが故に、或は當時既に有せし「契約の書」緒論、當時に存せし書冊の條を見よ、或は時々祭司等の與へたる法例などを指すやも知らず(耶十八〇

十八。舊約書中律法てふ語甚だ多く用ひらる。其語原は「指示す」の意にして、左のものに應用せられたり。

(一) 教訓、即ち教へ示すこと(出四〇十二、十五、伯廿二〇廿二、詩十九〇八)、(二) 慣例、母下七〇十九等)、(三) 宗教及び祭典に關して、祭司が民衆に與へたる訓令(申廿四〇八、卅三〇十、利十〇十一、結廿二〇廿六等)、(四) 律法おきて出十二〇四九、特に燔祭、罪祭等に關する典例(利六〇二五、七〇一等)、(五) 律法を纏めたるもの、即ち法典(申四〇八、廿八〇六一、書廿四〇廿六)、(六) 後世の猶太人の所謂モーセの五經に與へられたる名稱(尼八〇一以下、十〇卅四、代下卅一〇三)是なり。

輕んじとは輕蔑して拒む意。

法度のり、是亦屢々出づる語にして、その原語「ホーク」は「銘する」又は「彫刻する」の意ある動詞より來り、時々必要に應じ、宗教道德に關して出したる法例を石或は瓦に刻したるものを云ふ。されど茲にて

は上の「律法」と同意義、若くは少く共「律法」の中に含まれたるものとして用ひたるが如し。施氏は之を「律例」と譯す。

先祖等が從ひし偽の物、偽の物とは偶像を指す。イスラエルの祖先等は、曠野流寓の當時より偶像に迷ひ(五〇廿六を見よ)カナンに入りし後も、ヨシユア、サムエル、ダビデ、ソロモンの治世の一部を除きては、殆んど偶像に迷はざる時なかりしが如し。ユダ王國の最も敬虔なる王達と雖も猶たかまじく崇邸たかまじくにある偶像禮拜を根絶すること能はざりしは列王記略の明示する處なり。

アモスが偶像を「虚偽」と呼ぶは、其性質上毫も恃たのむに足らずして(利十九〇四)崇拜者の期待する處を充し能はざるが故なり。後の預言者等も偶像に對して多く此名稱を用ふ(賽廿八〇十五、耶二〇五、十〇八、王下十七〇十五、十九〇十八、申四〇二十八等參照) 惑はざる、原文には「偽りの物彼らを惑はしたり」とあり、蓋しイスラ

エルにはエホバ神の在ますに拘はらず、人々は偶像に傾きたるが故に、實は自ら好んで偶像に惑はされたるなり。而して此の「惑はさる」の裏面には「エホバの律法を棄つる」てふ故意の罪過を含めり。彼らが「偽の物に惑はされたる」は異教的禮拜特にその淫祠的逸樂に耽りたるに因る。

五節我ユダに火を遣
リエルサレムの諸の

殿を焚ん

【五節】焚ん此預言の成就と見る可きは、王下廿五〇八、九に記しあり、時に紀元前五百八十六年なりき。

八 イスラエルに臨む神罰 二〇六一十六

本段以下は本書の主題たる北方イスラエル王國に對する神の恐るべき審判を記す。言語の形式に於ては、敢て前數段の異教民とユダとに對する宣言に異ならずと雖も、其イスラエルの罪惡を描寫すること詳密にして且廣し。先づ當時盛んに行はれし富者と權勢家との不義、壓制、背德、瀆神の所行を叙し(六一八)次にヤウエの

彼らに施こし給ふ恩恵を蔑視し、謝恩の心を失へるを記し(九一十)二其結果として恐る可き神罰を免れ得ざるを警告す(十三一十六)

(甲)イスラエルの不義壓制 二〇六一八

イスラエルは夥多の罪を犯せり、特に貧者と弱者を虐待して不正不義を行ひ、其亂行によりて神の聖名を汚すに至れり。

【六節】イスラエル、多分神競ひ給ふ、或は神固守し給ふの意。舊約書にては次の如くに用ひらる。(イ)神がヤコブに與へ給へる名(創卅二〇廿九、(ロ)ヤコブの子孫(出五〇二二)、ハ)王國分裂後の北方の十支派に與へたる名(母後二〇九等)。本節にてはこの最後の意味に用らるゝこと勿論なり。(イスラエル人の歴史、宗教、氣質等に關しては、ヘスチングの聖書辭典及び大英百科全書に詳し)

義者を金の爲に賣り、以下イスラエルの四箇の罪を指摘す、その第一は罪なき者を銀の爲に賣るの罪惡なり。本句の説明に二あり、

六節エホバかく言た
まふイスラエルは三
の罪あり四の罪あれ
ば我かならず之を罰
して赦さじ即ち彼ら
は義者を金のため
に賣り貧者を鞋一足の

一は裁判事件に關せりと主張す。即ち「義者」とあるは、道德上義しき者との意にあらざして、法廷に於て法律上無罪と認めらるゝ者とし、彼らとは裁判人を指す者と解し、金の爲に賣り」とは、賄賂によりて富める罪人を無罪にし、貧き無罪者を反て罪に陥るるを云ふとなす。他は「彼ら」とはイスラエルの富豪を指すものと解し、彼らが金錢等の關係上、正直なる貧者を奴隸に賣渡すを意味すとなし、曰く「貧者が自己を奴隸として賣るは古來許されしが如きも」(利廿五〇卅九、申十五〇十二)借金を返濟し得ざる場合に、債主が借主を奴隸に賣るが如きは古代より是認せられざりしが如し(王下四〇一以下、尼五〇五)。故にアモスは茲に之を罪として責めたるなりと。蓋し第一説の方本節の意を得たるが如し。

貧者を鞋一足の爲に賣る、鞋は原語「ナアル」にして希臘語の「サンダリオン」と同じ、即ち専ら草にて製せる草鞋形のもの。アラビヤ人

も之をナアルと呼ぶあしのうら蹴の意なり、以て其形狀を察し得可し。鞋は其着くる人の位置と階級とに従ひて、其形狀と材料とに差等あるは、古今皆同じき所なり。牧者らの鞋は石片、荆棘等を防ぐ爲に丈夫にして、婦人用のものは軽くして裝飾的たり雅七〇一。或は全足を覆ふものあり(朝鮮人の藁鞋わらじの如く)或は單に草鞋わらじの如く、趾と踵かかとに懸けたるものもありたり。但し貧者には全く鞋を用ひざる者多かりしなり。本句の説明にも亦二つあり。一は勿論文字通りに之を解説せずして、鞋一足の價の如き些々たる負債の爲にても、債主は貧き負債者を奴隸に賣るを意味すとなし、他は、貧者が借財を返濟すること能はざるにより、債主は貧者の財産上(土地等)の權利を奪ひ取るを指すとす、蓋し古代の習慣によれば、鞋を脱ぎて他人に與ふるは土地などの所有權を放棄するの證となしたればなり(申廿五〇九十、得四〇七八參照)と主張す。蓋し前説の方可なり

らんか。當時富者の奢侈傲慢なりしことイザヤも細かに描寫したり(賽五〇八、米二〇二參照)

七節彼らは弱き者の頭に地の塵のあらんことを喘ぎて求め、本節の前半は、アモスがイスラエルの第二の罪惡として指摘するものにして、富者が些少にても地面を廣く所有せんと欲して、弱者を虐ぐる貪婪心を指すなり。但し本句の意味は一見明瞭ならざるが故に其説明も亦種々あり。

父子ともに一人の女子に行て我聖名を汚す

(イ)弱き者即ち貧者がヘブル人の習慣に従ひ哀哭の徴として、頭に塵を投げたる其一握の塵土をすら富者が貪り取らんと喘ぎ望むなりと解す。(ロ)貧者を益す貧ならしめ、彼らをして其貧に堪へざらしめ、困厄の餘り、其頭に塵を投げて歎かしむるなりと解し。又(ハ)原文を少しく改め、彼らは貧き者の頭を地の塵にふみにじりと讀ましめ、強者の弱者を壓するを示すとす。

以上三説の中、第三説は七十子譯にも合ひ又次の句に能く適合するが如し。

柔き者とは柔和謙遜なる者即ちエホバに従ふ敬虔者を云ふ(賽廿九〇十九、卅二〇七等參照但し此原語の和譯は一樣ならず)道を曲げ、之に就き二説あり。(一)は法廷に於て、法を曲げて柔和なる者を苦しむること、解し(二)は道とは所謂生路即ち生活の途にして、柔き者の此世に於て正當に享有す可き社會上の權利、特權を無視して、其途に障害を興ふることとなす。伯廿四〇四參照第二の説可ならんか。

一人の女子に行て、是れアモスがイスラエルの第三の罪に數へたるもの。原文「一人の同じ女(若き女)との語勢あり。抑もカナン人ベニシヤ人等の崇拜せしバアル教に於ては其歸依者がバアルに奉仕するとの迷信より身を淫事に任ねたる事ありしは明かにし

て聖書中男娼或は娼妓と譯しある原語は(申廿三〇十七、十八等)實は「捧げたる者」神に聖別したる者一の意にして、宗教的淫事に身を任ねたる者を云ふ。故にもと普通の淫行とは其意を異にせしも斯る惡風は遂に一般に及び普通の男娼娼妓等を生じたるものなる可し。イスラエル人も斯る弊風に感染し其曠野漂流中より既に異教の淫風に染み、カナンに入れる後は一層甚しくなりしは、五經、歴史書、預言書の中に散見し、律法に於て堅く之を禁じたる所なり(創卅八〇廿一、王上十四〇廿四、十五〇十二、廿二〇四六、王下廿三〇七、何四〇十四等參照)今日もアラビア、スリヤの或地方には、少女をして先づ淫祠の祭司に身を任ぬるを以て、神に奉仕する途なりとの迷信行はるゝ處あり。吾邦に於ても古來、廟社祭禮の盛に行はれし處には、必らず其附近に娼樓ありて淫行を擅まゝにせし事は、異教的弊風と謂ふべし茲には斯る淫祠の娼妓に父子相携へ

て近づくことを意味すと説明するものあり。又本句は單に當時淫行の甚しき状態を示さんとて、利十八〇八、以下、廿〇十一等に、死刑に問はる可しと戒められたる父子姦通を指せるなりとし、「女子」とは「若き妻」を云ふなりと主張する者あり。又本句は下婢を妾となしたる場合を指すものなりとも云ひ、或は父が其子に惡例を與ふるを示したるものなりと論ずる者あれど、要するに、異教的淫祠の弊風をエホバ禮拜の中に容れて純潔なる「聖名」を汚すに至れるを嚴責せるものなり。

我聖名を汚す、原文「我聖名を汚さん」とての意。此前置詞とてに關して二説あり、(一)は神の命令あるに拘らず、利廿二〇卅二參照、故意にエホバを蔑視して、斯く淫行を敢てしたりとの意となし、(耶卅四〇十六、二)は斯く淫行を敢てする時は、必らずエホバの聖名を汚すの結果を生ずるの意味と説く。何れにしても彼らが知らずして

犯せる罪に非ざるや明かなり(利十八〇廿一、廿〇三、賽四十八〇十一、結廿〇九、十四、卅六〇廿一、廿三)聖名を汚すとはエホバを瀆すと云ふに同じ。ヘブル人には名は實の賓なりと云はんよりは寧ろ名は其性質を總括せしめたるものたりしなり(詩八〇一九〇十、廿二〇廿二、賽五十七〇十五參照)

【八節】實に取る衣服、本節はアモスがイスラエルの第四の罪として指摘せるもの。茲に「衣服」と譯せる原語は、殆んど四角の布を以て製せる上着うはぎを指せるものにして、アラビア及びバレステナに住する者は、今日に至るも猶晝は之を上着に纏ひ、夜は布圍ぶゐの如くに之を以て身體を包みて眠ると云ふ。野宿する時雨露を凌ぐに便利なり。特に貧民に取ては唯一の衣服兼夜具とも稱すべし。若し貧者が斯る衣服を質入せざるを得ざる場合には、質屋の主人は「日の入る前に」之を持主に歸しやる可き律法あり出廿二〇廿六又

八節彼らは實に取る
衣服を一切の壇の傍
に敷てその上に偃し
罰金をもて得たる酒
をその神の家に飲む

之を留めおきて眠る可からずとの禁令もあり(申廿四〇十一、十二)斯の如き律法は疑もなく、イスラエル人の皆エホバの民にして、一の大家族なりとの主義より發せし寛大の法律なり。然るにアモスの時代のイスラエル人は、人情を無視し憐憫の心を失ひ、貧者の質物を用ひて、次に記すが如き不敬の行爲を敢てせしなり。
一切の壇の傍に敷てその上に偃し、壇の原語は單數なるが故に、一切を各とする方可ならんか。

犠牲を捧ぐ可き聖壇は、神の擇び給ふ地、即ちエルサレムにのみある可きは申命記全體に通ずる命令なれども、アモスの當時イスラエル人は各處の崇たか邸ととろに壇を設けて、エホバを禮拜し犠牲を捧げし事明かにして、殊に犢とらを以てエホバを代表し多くの異教的禮拜を加味せしが故に、預言者等は彼らをもて民を罪に誘ひ入るゝものとして譴責したり(三〇十四、八〇十四、何八〇十一、一〇一、十二、一〇十)

一等)殊にアモスの當時即ちヤラバアム第二世の時代に斯る禮拜の盛んに行はれたること前の引照によりて明かなり。質に取る衣服を壇の傍に敷てその上に偃すは即ち斯る祭禮を執行する時に行はれしものにて多くは鯨飲暴食し、遂に淫行に流れし事普通たりしなり(創卅八〇廿一、廿二、申廿三〇十七、王上十四〇廿四參照)而して富者が斯く逸樂に耽けるは、貧者を困憊せしめたる結果なれば、アモスは斯る富者を甚く非難したるなり。

罰金をもて得たる酒、原文を直譯せば、金にて罰したる酒、即ち借金返濟の見込なき故、其擔保として取りたる酒を云ふ。擔保の酒を取るは貸借上の權利として、敢て咎む可きに非ざるべきも、貧者に對する同情心は別として、斯る酒を以て、神の家にて宴樂をなし、奢侈淫佚の罪を犯すは甚しき罪惡として、アモスは之を非難せしなり。酒とは勿論葡萄にて製せる酸醱酒にして原名を「ヤイン」と云

ふ。

その神の家に飲む、原文を直譯せば、彼らの神の家々なり。「彼らの神」の語は何となく輕蔑の語氣あり。蓋し「神」とは勿論エホバを指せども、異教の禮拜を加味し、殊に犢を以てエホバの代表となして拜したるが如きは、純潔なるエホバの禮拜にあらず、寧ろ「彼らの神」の禮拜と云ふべし。家々とは、ダン、ベテルの如く犢禮拜の中心となりたる聖所、王上十二〇廿八以下參照)を指せるなる可し。

(乙)イスラエルの忘恩 二〇九—十二

エホバは昔しイスラエル人を導き、曠野を過ぎてカナンに入らしめ、イスラエルの爲にカナン民族を打滅ぼし、イスラエルの中より預言者を起してエホバの聖旨を傳へしめ、彼らを神の民として建てんことを欲し給ひしに、イスラエルは忘恩的行爲を以て、エホバの聖志を全く空くしたり。

本段九節十節にはイヌラエル人は曠野流寓の四十年を経たる後、カナンに入りたる歴史的事實を前後せるが故に或學者は九節と十節とを轉置す可し、蓋し兩節共原文は同じ文字にて始めたるが故に寫生の書過りが、其儘に存せるなりと説き、又或る學者は、この事實の轉倒は、著者の故意に出でたるものにて、當時イヌラエル民族の弱きに對して、強大なるアモリ人を滅ぼし給へるエホバの權力を稱揚せんが爲なりと論ず、何れを採るも文意に關係なきも、前説の方が可ならん乎。

九節 嚮に我はアモリ人
を彼らの前に絶た
りアモリ人はその高
きこき香柏のごとく

【九節】嚮に我は、嚮にの文字、原文になし。我はの原文我こそはと云ふ意あり、即ち前節を受け、斯々して汝ら是我聖名を汚したれども汝らの爲に、斯々せる者は我なりとの意。イヌラエルの忘恩に對し、エホバの垂れ給へる極て大なる恩恵を言表せるなり。アモリ人、此民族はヨルダン河の東南、北はヤボクより、南はアルノ

その強きこき橡の樹
のごとくなりしが我
その上の果と下の根
をほろぼしたり

ンの間に住みたれども民廿一〇廿一、卅四、茲にては單に此民族のみを指すにあらずして、カナン民族全體を代表的に此く云へるが如し。思ふにアモリ人はカナンの諸處に散住せしもの、如し。創卅四〇二、書九〇七、十一〇十九等に記せるヒビ人は、創四十八〇廿二、母後廿一〇二にはアモリ人と記され、書十五〇六、三十八〇廿八等に記せるエブス人は、書十〇五、六にはアモリ人と呼ぶるを見れば、アモリ人てふ名は、古代より一般に、カナン人種を總括するに用ひられたるならん。但しイヌラエル人の、カナンに入りし時は、アモリ人の地は特にシホンとオグとの二國に分れ、前者はヤボクとアルノンの間の南方へシボンを首府とし、後者は北の方バシヤンを首府として支配せしが如し、申卅一〇四、書二〇十、參照、イヌラエル人が右の二王を、ヨルダン河を渡りてカナンに侵入する前に滅ぼし、其領地を奪ひし事は、民廿一〇廿一、卅五に詳しく記し

あり。アモリとは、山中の住民の意なりと從來信ぜられしが實は「頂上」或は「塔樓」の意なりと説く學者あり。彼らの前に絶ちたり、聖書中エホバがイスラエル人の爲にカナン人種を滅ぼし給ひし事を示す毎に、此の語を用ふ（申二〇廿一以下、書廿四〇八等參照）。「絶ちたり」の原語は、荒廢に歸せしむの意なり。

高きこと香柏のごとく、ヘブル人は、レバノン山に繁茂する香柏を、壯大てふ思想の代表物の如く感じられたれば、聖書中之を記す處少からず。（王下十四〇九、賽二〇十三、結十七〇廿二以下、卅一〇三、耶廿二〇七、詩八十〇十、九十二〇十二等を見よ。アモスがアモリ人を香柏に比したるは、其魁偉強健なるを示す誇述法にして、イスラエル人の爲に、斯る強大なる民族を滅し給ひしエホバの力と恩恵とを示さんとするなり。アモリの外、聖書に記されたる巨大なる種族と見做されたるカナン人種四あり。（一）アナク人（民十三〇廿二

以下、申一〇廿八（二）エミ人（申二〇十三）ザムズミ人（申二〇廿四）レバ
イム人（申三〇十一）是なり。

強きこと橡の樹のごとく、橡の原語は「強し」の意、聖書中此の樹を以て強き者を代表せること屢あり（賽二〇十三、結廿七〇六、亞十一〇二）。香柏と並び記さるゝを見よ。

上の果と下の根とをほろぼしたり、全滅したる事を詩的に言表せる句。（何九〇十六、結十七〇九參照）詳しく言はゞ果とは、アモリ人の子孫、根とは其民族の列祖を意味せり。シドンの王エシムナザルの墓に銘あり、曰く「此墓を破る者に願はくは下なる根、或は上なる果、又は天が下に住む者の如何なる佳美も臨ましめざれ」と。「上なる果、下なる根」とは古代より全體を示す常用語なりしならん。但しカナン人種の全滅を、一時に成されしが如く記せるは、全く詩的叙法にして、彼等は實は徐々に滅ぼされたるなり（出廿三〇卅一

以下、卅四〇十二、申七〇一以下、廿〇十七以下、書十一〇十六以下參照エホバがイスラエル人の爲め斯くカナン人種を全滅し給ひし目的は、イスラエルをしてエホバの命に服し其仁恵に信賴しエホバの聖民たらしめんとの御意に外ならず(申八〇二以下、九〇一六、廿九〇一―八參照)然るにイスラエルは全くエホバの仁愛を忘れて其の聖名を汚したり。

【十節】エジプトの國より携さへ上り、エホバがイスラエルを、エジプトの地より携さへのぼり給ひしは、其祖先になし給へる契約創十五〇十六、四十六〇二以下を忘れ給はざる恩恵の證にして、斯くエホバが此契約を確守し給ふに拘はらずイスラエル人は此の契約に伴ふ責任を忘れて、甚しき忘恩の行爲を敢てしたるなり。
エジプトは原語にてミツライムと云ふ。其意明らかならざるも、字形は(デュアル)雙數なれば或は上下エジプトを指せるなる可し。

十節我は汝らをエジ
プトの地より携さへ
のぼり四十年のあひ
だ荒野にゐいて汝ら
を導びき終にアマ
モリの地を汝らに獲さ

せたり

希臘語にて之をアイグプトスと云ふにより終に拉典語、英語のエジプトに轉化したり。古來カナンとエジプト間の交通頻繁なりしは、聖書中に明かにして、エジプトはイスラエル人の爲にはアブラハムの時より、常に一種の避難地となれり(創十二〇十等)基督もヘロデ王の毒手を避くる爲め此處に逃れ給ひしは、人の知る處にして(太二〇十三以下)基督降世前より、エジプトのアレキサンドリアには、既に猶太人の大植民ありき。舊約聖書の希臘語に翻譯されしは(七十子譯と稱するもの)専ら彼らの爲になされしなり。カナンは一般に山地にして、エジプトは概ね平地なるが故、聖書には毎に「エジプトに下り」の文字を用ふ(創十二〇十、四十四〇十七等)四十年の間、申二〇七八〇二、廿九〇五にもイスラエルの曠野に流寓せし年月を明かに「四十年」と記したれども、此年數を考證す可き確實なる記事は、聖書中になし。申二〇十四に、イスラエル人が「カ

デシバルネアを出で、よりゼレデ川を渉る迄の間の日は三十八年にして云々とあり。其後の二年間は何處に費せしや明かならず、民廿一〇四以下の記事はイスラエル人の最後の流寓に關するならんも、是とても申命記の記事と調和すること困難なり。「四十」なる數は聖書中屢々出づる數にして、創七〇四、出十六〇卅五、民十三〇廿五、申廿五〇三、士三〇十一、王上十九〇八等、必らずしも正確の數にあらずして、漠然と一時代を區劃する爲に用ひられたるものならん。兎に角イスラエル人の曠野流寓の場所と年數に關しては、ヘブル人中に正確なる傳説なかりしが如し（ドライザハ著申命記註釋二〇一以下の説明を見よ）

荒野、原語は**ミツバル**と云ひ、元來、**驅場**即ち家畜を驅るに便なる曠野を指せしものにて、必ずしも荒漠不毛の地と解する要なし。舊約書にては此語を以てシナイ半島とカナンの南部、及びモアブの

東を指す事もあり（民廿一〇十一、十三、申二〇八等）カナン侵入前の荒野流寓は、モアブの西にある一帯の地にありし事ならん（申一〇

一參照）

導びき、申八〇二に「歩ましめ給へり」と譯せると同じ原語なり。即ちエホバが曠野を通じてイスラエルの途案内をなし給ひ、加之イスラエルは、エジプトに歸らんとて不平を鳴らしたるに拘はらず、強いて彼らを歩ましめ給へるをも云ふなり。是れやがてエホバの恩恵と力とをイスラエルの上に加へ給ふ徵證なり。

アモリ人の地、九節の「アモリ人の註を見よ。」

獲させたり、原文は「獲させんとて」の意。即ちエホバがイスラエル人を導きて、荒野を横ぎらしめ給へる目的は、先づアモリ人の地を獲させ然る後、カナンに入らしめんが爲なりき。然ればイスラエルがアモリ人の地を獲たるは己が力にあらずして、エホバが大能

を以てイスラエルの爲に其の目的を成就せしめ給ひしなり。

十一節我は汝らの子
等の中より預言者を
興し汝らの少者の中
よりナザレ人を興し
たりイスラエルの子
孫よ然るにあらずや
エホバこれを言ふ

【十一節】エホバはイスラエルを導くに、モーセを其の仲保者となし給へり。然るにモーセ逝き其の後繼者たるヨシユアも死したれば、エホバは何人を以て其聖旨を傳へんとし給ひし乎。預言者を起しナザレ人を出し給へるはイスラエルに對するエホバの仁愛を繼續し給はんが爲なりき。蓋しエホバの恩恵多きが中にも、靈感を受けたる敬神家をイスラエルに與へ給ひしことは最上の恩恵と認む可ければなり。

汝らの子等の中より、ヘブルの預言者中、嘗て外國人のありたるを見ず。預言者の任務は勿論祭司職の如くに世襲にあらざりしも悉くヘブル人中より選ばれたることは明かなり。茲に子等とある原語は、^{子息}の意なれども、敢て若き^{子等}と解する要なし。汝らの男子の或者を預言者となしと云ふの意。然れば次句の、少者の

中よりの語も、必ずしも文字通りの意に解す可き必要なく、「子等に對して用ひたるものと知る可し。イスラエルの預言者中、稀にサムエルの如く、幼少の時より預言者となれる者あり(母前三〇)亦ホルダの如き女預言者(王下廿二〇十四)ありしかど、社會に出で、活動したる預言者にして舊約中に名を留むる者は、多く壯年に起りし男子たるが如し。

預言者、この語、本書に初めて出づ。原語をナービーと云ひ、多分「叫ぶ者或は語る者」の意ならん。英語のプロフェットとは、希臘語のプロフェテースより出でしものにて、元は希臘の神アポロ等に代りて神託を民に傳へたる者を云ふが故に實は、代辯者とでも譯す可くして未來の事柄を預め言ふ者との意は其の主とする所にあらず、唯神意を語り傳ふるを預言者の専務とせしなり(勿論神意の中には未來に關する事もあるべし、アモス以前に出でしイスラエ

ルの預言者の中、聖書に記されたるものは、モーセとサムエルの外、アヒヤ(王上十四〇二)エヒウ(王上十六〇一)エリヤ(王上十七〇一)エリシヤ(王上十九〇十六)ミカヤ(王上廿二〇八)ヨナ(王下十四〇廿五)の六人にして、其外無名の預言者も少からざりしは明かなり(母前廿八〇十五、王上十三〇一、廿〇卅五参照)但し此らの預言者は、その預言書を後世に遺さず、且つ其活動の趣も紀元前八世紀以後の預言者らと異りたるや明かなり。書冊を遺せし預言者中アモスを、以て嚆矢となすこと、緒論中に述べたる如し。

ナザレ人、原語をナージールと云ひ、分離されたる者の意、即ち神に誓約を立て、普通の社會より離れ、且つ其の誓約の證として飲酒を斷ちたる者、換言せば誓約期限の間、身を全く神に聖献せる者を云ふ。サムエル(母前一〇十一)サムソン(士十三〇一十六〇)の如きは其の例なり。此外レカブ人と稱せる者(王下十〇十五、耶卅五〇六)

も亦此種に屬せるものなりき。抑もナザレ人の起原は、カナン人がイスラエル人の中に輸入せし、放佚なる惡習に反抗して興りたるものなる可しと云ふ。若しサムソンにして歴史的人物なりとせば、ナザレ人の起原は、サムソン以前に出でたるものなるや明かなり。但しナザレ人は預言者の如く、團體を組織せず、寧ろ質素にして清廉なる個人の行爲によりて、民衆を警醒せしものと見る可きが如し。預言者アモスが斯る組織なきナザレ人に言及して、斯の祭司の如き、同じく神意を傳ふる職にありたる者を記さざるは、當時未だ祭司的制度なかりし一證なりと論ずる者あり。ナザレ人に關する法例は民六〇二―廿一に詳記せり。

然るにあらずや、イスラエルは以上の事實を拒まんとするも得ず、然れば以下に記さるゝ神罰に對しても、不平を鳴らす權利なきものと知る可し。但し本句は次節の終りに移す方可なるが如し。

エホバ之言ふ、一〇十五、二〇三等にあると原語を異にす、直譯せば「これエホバの託宣なり」となる。即ち預言者に啓示されたるものとの意。二〇十六、三〇、十三、十五にも之と同語を用ふ。二〇三等の「エホバ之言ふ」の句と意同じきも、一層強き言ひ表はし方なり。茲に「これを言ふ」と譯せる原語(子ウム)を研究せる學者の云ふ處を見るに、舊約聖書中之を用ふること凡て三百七十回、エレミヤ書には最も多く(百七十一回)、エゼケル書之に亞(八十六回)、本書には廿一回用ひたり。該語は預言者の專用するものにして、ハバクク、ヨナ、ダニエル書を除く外、凡ての預言書に用ひらる。預言書以外の書には唯三回之を用ひらるゝのみ(詩卅六〇、二百一〇、一箴卅〇一)。該語は常にエホバてふ語に伴へるも、民廿四〇にはバラムに對し、母後廿三〇一にはダビデに對して用ひたり。元來、さゝやくてふ意味の語根より出でエホバが預言者に對して、秘密に傳

へ給ひしことを示すものなれば、託宣の文字當れるが如し。

十二節然るに汝らは
ナザレ人に酒を飲せ
預言者に命じて預言

するなかれさ言り

【十二節】然るに、預言者とナザレ人とを擧げて、イスラエルを教導させんとし給ひしに、彼らは反て之を惡に誘ふに至る。即ちエホバの善に報ふるに、惡を以てしたるなり。

酒を飲ませ、或は勸誘して(創十九〇、卅二、卅四參照)又は強制して(民五〇、廿四、廿六參照)飲ましめたるなり。此はイスラエルの奢侈、放佚なる風俗により察するに、決してあり得可からざる事にあらず。但しナザレ人に酒を飲ましめたる例は聖書に記せる所なし。

預言する勿れと言へり、ナザレ人に酒を飲ましむるは其誓約を空しくせしむるものにして(民六〇三)預言者に預言する勿れと止むるは、勿論其教訓を禁ずるに同じ、何れもナザレ人及び預言者を起し給へるエホバを侮辱し排斥するに等しき罪なりとす。預言者の預言を禁じたる例は少からず、第一アモス自らも斯る迫害を蒙

りしのみならず(七〇十三)其外ヤラベアム第一世(王上十三〇四)イ
ゼベル(王上十八〇四十九〇二)アハブ(王上廿二〇八、廿六以下)アハ
ジア(王下一〇九以下)ヨラム(王下六〇卅一)の如きは皆當時の預言
者を迫害したりき。然れば本節は單にアモス當時のイスラエル
を警戒せるのみにあらざるなり。

(丙來らんとする災厄 二〇十三—十六)

以上アモスはイスラエルの罪惡を叙し(八—十)エホバのイスラ
エルに對する仁愛を述べしが(十、十二)イスラエルの覺醒せざる
により、エホバは大なる災厄を彼らの上に臨ましめ給ふ可けれ
ば最も強き者といへども此より逃るゝこと能はず速く(ハシロ)賦者と
いへども其勇を失ふに至る可きことを以下に示す。

十三節視よ我麥束を
積滿せる車の物を壓

【十三節】視よ我嚴肅なる記事を初むる時視よの文字を用ゆる例
は創六〇十七、賽七〇十四等にあり。我なる代名詞は、原文にては

するごとく汝らを壓
せん

頗る強味「我こそは」の意あり。七十子譯には「視よの代りに」此故に
とあり。前節の結果として本段を記せるなりと見しなり。但し
「視よ」の方、叙述法に力あり。

麥束を積滿せる云々、この和譯の意、解し難きに非ざるも、原文にあ
る「壓する」の意、稍明かに表はされず、本句の譯に關して、少くとも七、
八の異説あり。而してこの和譯は其一なり。「汝ら」と譯せる原
語も亦困難なり、直譯すれば「汝らの場所」或は「汝らの下」となる。「壓
する」を「呻吟」の意に取りて「車穀物を打落す荷車」の、麥束に滿ちたる
「打物」を「呻かしむる轟かす」如く、我汝らの所にて汝らを呻かさしめ
んと改譯する者あり。或は「麥束の滿ちたる車の物を振ふが如く、
我、汝らの下に地を震はせん」と譯する者あり。其外「麥束に滿ちた
る(打物)の車に壓せらるゝが如く、我、汝らに壓せらるゝとなす者あり。
其意は、イスラエルの罪、甚だ重くして、エホバは到底之を負ふ(忍ぶ)

こと能はず、遂に壓せらるゝに至るを示すものと説く。何れを可
とす可きや明かならざるも、和譯の「物を」の字、原文になく、且「車」の字
は茲にては、主詞と見て、打車の、麥束に滿ちたる（打物）を壓するが如
く、汝らを壓せんとす方、可なるが如し。兎に角本段の思想は、イ
スラエルに臨まんとする災厄わざはひの、戦争にあるを暗示したるものに
して、テコアに成長せしアモスが、平素目にしたる農具―打車の麥
束を滿載して軋る音、或は打場を轟かす状態を見て、イスラエルに
來る可き戦争の際、民の狼狽して悲鳴を揚げ、遂に滅ぼさるゝに至
るを譬へたるならん。

十四節その時は疾走
者も逃るに暇あらず
強き者もその力を施

こすを得ず勇士も已

【十四節】本節以下に用ひたる疾走者、強き者、勇士、弓を執る者、馬に
騎る者、心剛き者等の語によりて、この預言のイスラエルの上に壓
迫し來らんとする戦争を示すを知る可し。
其時は、原語の、而してを意譯せるなり。

の生命を救ふこと能
はず

十五節弓を執る者も

立こたを得ず足駛の

者も自ら救ふあたは

ず馬に騎る者も己の

生命を救ふこと能は

ず

十六節勇士の中の心

剛き者もその日には

裸にて逃んエホバ、

逃走者も云々、災厄の來ると急激にして、救ひの希望、全く絶えたる
を叙す。又、疾走者も逃遁處のがれどころを失はんとも譯し得可し（伯十一〇廿、
耶廿五〇卅五參照）
【十五節】足駛の者も云々、前節と同意の語を用ひて、如何なる戰士
も、此災禍の來らん時、到底遁るゝ能はざるを、強く叙したるなり。
語簡にして然も強く恐る可き敗軍の状態を示めせり。
【十六節】その日、是れ預言者の常に心中に、抱けるエホバの審判を
下し給ふ恐る可き日を意味す。アモスは五〇十八に、此の日の状
景を記せり。

裸にて逃ん、敵の追撃急なるに、身に着せる武具重くして、逃ぐる妨
となり、反て敵に捉へらるゝ恐れあり、故にかの少年の如く（可十四
〇五二）裸にて逃げ去るに至るを云ふ。但し裸の原語、一母音符を
變ずる時は、熟練せる者」の意となる。「その日には戦に熟練せる者

も逃んと改たむる説もあながち棄て難し。イスラエルに臨む神罰は隣境の異教民に臨むものに比して一層嚴重にして且記述も詳細なることに前に述べたり。アツスリアの侵撃殊に紀元前七百廿二年、イスラエル王國の全滅は、恐ろしき此預言の全く成就せるものと見る可きなり。

〔第二段〕 アモスの教説 三章―第六章

〔第三章〕

獅子の吼聲。滅亡正に來らんとす、三〇―一八

前段に於てアモスは、イスラエルに關する將來の暗澹たる可きを警告せり、然るに民衆は達觀せる預言者の使命を疑ひて思へらく、エホバは其選民を棄て給ふが如きことは萬々なかる可しと。試にイスラエル王國の現状を見るに、萬事繁榮に赴きつゝ

あり、國家的災厄の近き將來に迫らんとは、人々の夢にだも想ひ及ぼさざりしなり。民衆を指導する治者及教師は現状を透觀する能はざる盲目者なりき、アモスは之に反して國民全體に災禍の必ず降る可きを預言するを本段の主眼とす。

(一)アモスの預言の標題 三〇―一―三

【大意】エホバがエジプトより携へ出し給へるイスラエルに對して下し給ふ宣命。イスラエルはエホバの選民にして、契約によりて成りたる國民なるに、彼等はエホバを棄てたり、故にエホバは其罪を罰せざる可からず。

【一節】イスラエルの子孫よ、本節はアモスが、其聽者の注意を喚起するものにして、イスラエルとは勿論、北方王國の十支派を指すものなれども、南方ユダ王國をも合せて、エホバが全選民に對し使命を與へ給へることを示さん爲め、恰も後に思ひ付たるが如く、次句

ころ我がエジプトの地より導き上りし全家にむかひて言さるの此言を聽け

に「全家」なる文字を加へたり。蓋し十支派に對してエホバの語り給ふ處は亦ユダに對する使命なればなり。我がエジプトの地より導き上りし全家、我がとは勿論エホバを指す。アモスが使命を傳ふるに頗る熱心にして、自己の語る處を以て眞に神の語り給ふ處となせるなり。ヘブル人がエジプトより導き出されし時はやがて一國民とならんとせし時にして、當時未だ分離するが如き事なかりし故に、全家とは勿論イスラエルとユダとの兩方を指すなり。家の原語を又「民」或は「族」とも譯されたれば耶八〇三、米二〇三、摩三〇二、その一國民を指したるや明かなり。此言を聞け、本句は四〇一、五〇一にも用ひられて、段落を作るが如く見ゆれども前後の思想連絡明確ならざるが故に、段落を作れりとは見え、三章より六章までは連続せる預言と見る可きなり。

二節地の諸の族の中

【二節】地の諸の族の中にて、族とは前節に註せるが如く、國民、或は

にて我たゞ汝ら而已を知れりこの故に我なんぢらの諸の罪のために汝らを罰せん

民族の意。にての原語はよりの意なり、次句の註を見よ。

我たゞ汝ら而已を知れり、汝らの原語には、強き意味あり。「知れり」は茲にて顧み、或は認むの意にあらずして、前の「中より」の句と連ねて、地の諸の族の中より我たゞ汝ら而已を選べりと云ふ意、(創十八〇十九、耶一〇五參照)。抑も此選ばれたる民てふ思想は、深くヘブル人の腦底に印せられ、國民思想の基礎となりて(申七〇六、十四〇二、廿八〇一、八、十三、廿四參照)、彼らを向上せしむると共に、大なる偏見を抱かしめたり。即ち民衆は、エホバがイスラエルを選び給へるが故に、如何なる場合にて、彼らを守護し給ふ可しと迷想せり。然れども預言者等は、エホバとイスラエルとは契約的關係あるが故に、若しイスラエルにしてエホバを棄つれば、エホバは契約なき民族に對するよりも、一層嚴しくイスラエルを罰し給ふ可しと主張したり。是民衆の思想と預言者らの思想と大衝突を來せ

る主點なり(申卅一〇十六、母前十五〇廿三、王下十七〇十五等參照)。この故に：汝らを罰せん、本句は民衆の抱ける「選民」てふ思想と全く相反するなり。蓋し前述の如く彼らはエホバの寵兒なるを自負し、神罰などを夢想だもせず、而も寵兒なるが故に一層の嚴罰を與へらるゝは、是即ちエホバが他民族に優りてイスラエルを顧み給ふ所以なるを悟らざりしなり。「罪」の原語は一〇三等にあると異にして寧ろ過ちの意(一〇三の註を見よ)。「罰せん」の直譯は「見舞はん」にして、審判を以て見舞ふ(罰する)の意なり。此は舊約書中に屢々用ひらる(耶五〇九廿九、十一〇廿二等)。

【三節】二人もし相會せずば云々、本節はアモスの故郷テコアの荒漠たる原野などより思ひ付ける思想にして、茫々たる海原にては、特別の約束なければ船舶の並び航することなきが如く、道なき野原にて二人もし相會せずば決して共に歩むことなかる可きを云

三節二人もし相會せずば争て共に歩かん

や

ふ。本節の説明に二つあり。(一)はエホバと預言者との關係を示せるものと解し、イスラエルの罪、既に熟し、之を罰す可き時に到り、預言者の所見とエホバの見給ふ所と相適合して、茲に始めてエホバはアモスをイスラエルに遣はし其宣告を降し給ふなりと説く。此説明に従へばアモスが民衆の豫期せざる使命を傳ふるの憑據を述べたるなり、是は七節の意に能く適するが如し。(二)はエホバとイスラエルとの間に成立せる契約的關係を示すものと解し、今や一方に於てイスラエルはエホバを棄て、他方に於てエホバはイスラエルを罰せんとし給ふ。而して其結果は如何。相互に提携すべき契約の精神全く破れたれば、エホバとイスラエルは今後到底共に歩むこと能はず。斯の契約の破棄は即ち本節の主意なりと説く。因に云ふ「相會せずば」の原語は又「相約せずば」或は「相和せざれば」とも譯し得可し。施氏は「和せずば」と譯したり。

(二) 敵の襲撃正に近づけり。此預言はエホバの啓示に出でたれば決して拒む可からず。三〇四―八。

【大意】本段に於て、獅子とその獲物及び鳥と罾じまの例を取りて、神の審判のイスラエルに迫れるを叙す。イスラエルは今吼へつゝある恐る可き獅子の聲を聞かず、又其の前に設けられたる罾を見ること能はず。されど預言者は之れを知りて警告するなり。

四節獅子もし獲物あ
らずば豈林の中に吼
んや猛獅子もし物を
攫うばまずば豈その穴よ
り聲を出さんや

【四節】獅子若し獲物あらずば云々、之を言ひ換ふれば、獅子若し林に吼れば、その獲物の近きにあるを知れとの意。現今バレステナには、獅子棲息せずと雖も基督の當時までは、此猛獸生存せしこと疑ひなしと云ふ。舊約書中獅子の文字多く用ひられたるによりても之を知るべし(士十四〇五、母前十七〇卅四、王下十七〇廿五等)猛獅子、實は獲物を取り得る程に成長せる若き獅子を云ふ。想ふにテコアに成長せしアモスは、自己の經驗より本節を叙せし

なる可し。荒涼たる沙漠に、遠く獅子の吼ゆるを聞くは、是れ斯の猛獸の獲物を見付けて之を捉へんとするの徴にして、其の穴にて満足の唸うなりを發するは、やがて獲物を得たりし徴證しじなる可し。之を耳にする者の心は戦慄すべし。獅子の獲物を見て吼ゆるは、其が恰も戦を宣するが如し、斯くて直ちに突進して獲物を捉へずんば止まず。今や己が罪の爲に神の罰に觸れんとするイスラエル人の態は宛がら猛獅に認められたるものゝ如し。エホバは今吼へ給へり(一〇二)正に捉へられんとするイスラエルは尙ほ之を疊らず、危機迫れること恰も千尋の崖に赴くが如し。本段は言外に深くイスラエルを警戒するの響きあり。

五節もし罾じまの設なく
ば鳥あに地に張る罾
にかゝらんや罾もし

【五節】もし罾の罾にかゝらんや、七十子譯には「罾」の文字を缺く「もし地の上に罾の設なくば鳥豈かゝらんやとなす方可ならん。」罾あみとは前の「罾」と異にして一種の罾装置あみしの捕鳥具を云ふ。多分二

何の得るまゝころも無
ば豈地よりあがらん
や

本の木匡ありて其中に網を張れるならん。羅とは餌を附けたる處に羅を装置して、之を食ふ時に鳥を殺すやう造られたるものならん。

アモスはイスラエルを警戒して、鳥の捕はるゝは羅の設あるを示すのみならず、其を設けし者の其處に見張りする事を告ぐ。即ち捕鳥者はエホバ、羅はエホバの審判―罰―なり。網にかゝらんとするイスラエルは未だその危険を悟らざる乎。

六節邑にて喇叭を吹
ば民もどろかさらん
や邑に災禍のおこる

【六節】本節に於てアモスは戦時の警報を例に取りて災禍はエホバより遣はし給ふも、エホバは先づ之が警告を與へ給ふにイスラエルは何故に此警告を意とせざるやと詰れるなり。

はエホバのこれを降
したまふならずや

喇叭、二〇二に用ひたると同語にして、進撃の時或は敵襲を警告する時に吹くなり(何五〇八、耳二〇一、耶六〇一、結卅三〇三)。茲にては敵の襲撃を報ずる時を指す、然るにイスラエルは尙安居する乎

と詰れるなり。

邑に災禍のおこるは云々、エホバは運命の主宰者なり。但し次節にある如くその災禍を國民の上に降し給ふに先だち常に預言者を以て之を警告し給ふ。茲に「災禍」と譯せる原語は時として「道德上の惡」を意味することあり(創六〇五等)「災禍」とは勿論飢饉、戦争等の出来事により、民衆一般に受くる悲惨なる苦痛を云ふ。

【七節】夫、原語は前節を受けて「然れど」の意あり。Surely と英譯しあるは當らざるが如し。

主エホバ、一〇八の註を見よ。

隠れたる事、この原語は箴廿五〇九に「密事」と譯し、詩五五〇十四に「したしき語らひ」と譯し、伯廿九〇四に「恩恵」となし、耶十五〇十七に「會り」即ち親しき者の會となし、耶廿三〇十八、廿二に「議會」と譯す。茲にてはエホバのなし給はんとする計圖を云ふ。

七節夫主エホバはそ
の隠たる事をその僕
なる預言者に傳へず
しては何事をも爲た
まはざるなり

その僕なる預言者舊約書中屢々記さるゝ句なり(王下十七〇廿三、廿一〇十、廿四〇二、耶七〇廿五、廿五〇四等)預言者はエホバの僕(使者)なるが故に、彼を通じて其聖旨を民に傳へ給ふなり(申十八〇十八)。

傳へずしては傳ふるの原語は、示すの意にして、蓋を除く或は裸にするの語根より來り、エホバが秘密の計畫を其僕なる預言者に啓示し給ふを云ふ。預言者が神の啓示を得て、その聖旨を民に傳ふれば、其の確實なること明かなり。アモスはイスラエルに降る可き災禍を預言せり、イスラエルは猶ほ之を眞實として受くるを躊躇するや。

【八節】獅子吼ゆ、誰か懼れざらんや、アモスはイスラエルを罰せんとして、エホバの遣り給ふアツスリヤ軍の既に進みつゝある足音を耳にせり、イスラエルは此音を耳にせざる乎。獅子の吼ゆるはイ

八節獅子吼ゆ、誰か
懼れざらんや、主エ
ホバ言語たまふ、誰

か預言せざらんや

スラエルに取つて警告を與へられたるなり。

主エホバ言語たまふ、而もイスラエルは之を耳にせざる乎。此明白なるエホバの聲を聞く者、誰か預言せざらんや、而して災禍の來る前、先づ預言を與へ給ふは、この民の悔改めてエホバに歸る機會を與へんとし給ふにあらずや。此の警告の聲に耳を傾けざる者は、遂に災禍を免るゝ能はず。吼ゆ及び言語たまふを、既に吼えたり、既に言語給へりとなす方、原意に合へり。又預言せざらんやの原語を少しく改めて、戦慄ざらんやとなし、本節を一個連續せる思想と解説する者あれど、和譯の如く二個の思想を含めりとする方可ならん。

サマリアに臨む神罰。三〇九、四〇三

アモスはイスラエル全體に關する預言を二〇六以下に述べ、本段に於て特にイスラエルの首府サマリアに對し神の警告を宣

示せんとす。而して其語る所を左の三段に分ち得可し。

(イ)サマリアの罪惡頗る大なるが故に之を視る可く勸誘せられたるエジプト及びベリシテの人々も其の聞きしに増るを見て驚ける程なり。

(ロ)敵は速に襲來して此の美はしく且つ甚だ奢れる都を荒し餘す處なきに至らしめん。又ベテルの祭壇すら亡滅の中に加へらる可し。

(ハ)サマリアの婦人等もその豪奢淫佚の爲に神罰を蒙る可し、彼らは石垣の破壊より俘囚として携へ去らる可し。

(イ)サマリアの罪惡は隣境の民を驚愕せしむ。三〇九—十一【九節】アシド、一〇八の註を見よ。七十子譯には「アッスリア」とあり。その方本節の意に適すと主張する者は「殿」の原語をも少しく變じて「邦々」と讀ましめ「アッスリア」とエジプトの邦々に傳へ云

九節アシドの一切

の殿に傳へエジプト

の地の一切の殿に宣

て言へ汝等サマリヤ

の山々に集りその中

にある大なる紛亂を

觀その中間にもこな

はるゝ處遇を觀よ

々と改ためんとす。其理由とする處は(一)エジプトの大國を、ベリシテの一小邑と並べ記すは多分アモスのなさざりし處ならん。

(二)「殿」の文字を茲の如く民を代表して用ひたる處なし但し「邦(二節に「地」と譯せる文字)は屢々民を代表す。(三)サマリアの腐敗を示すに單にエジプトとベリシテの一邑のみを招くは狭少に過ぐ、當時の大國なるアッスリアとエジプトを出して、當時の全世界を代表せしめたりと見る方寧ろ當然なりと。

之に反對する者の説は(一)エジプトとアシドを出したるは、エジプトとベリシテが、イスラエルに最も關係多きが故なり。(二)「邦々」と改ためたる原語の復數は、唯詩四十九〇十一に出づるのみにして(和譯「地」其の意は「邦々」にあらずして個人の所有にかゝる地を意味す。(三)「殿」の文字はアモスの好んで用ゆる文字にして(一〇四、七、十、十二、十四、二〇、二五)上流社會を代表せしめたるものと見る可し。

(四)アモスはアツスリアの名を本書中に用ひずと論ず。後説、穩當なるが如し。更に附言せんに、アシドドとエジプトを選びて記せる理由は、(一)是れらの民は特にイスラエルの災禍を見て喜ぶ故(母後一〇廿二)右兩民族はイスラエルと親交なき異教民たるが故。(三)イスラエルは是ら民族の不義を自ら經驗せるが故。(四)アシドドは次節にある「虐げ」の文字と原語は稍類似するが故にアモスは特に之を選べるが如しと主張する者あり。

殿に傳へとは、サマリアの上流社會の不義をアシドド、エジプトの上流社會に訴ふる好適の場所なる殿にて傳へよとなり。

サマリアの山々、サマリアはイスラエルの王オムリが首府として創建せし處にして、サマリアと名けたるは、此地の所有者たりしセメルの名を取りたるなり(王上十六〇廿四)之を銀二タラント(凡そ三千圓餘)にて購ひたりとは寧ろ安價と云ふ可し。(因に云ふ、

サマリアとは希臘語の發音にして、原語は「シヨロメロン」と云ふ。アツスリア語にて「セミルナ」と云ふ方元の所有者の名セメルに近き發音と云ふ可し。多分望樓の意なるべし。現今は唯セブサイエと呼ぶ一村落残れるのみ。サマリアは、三方山に圍まれ、西の方地中海に面して開く。直徑約五哩にして、三百呎高き山上にあり。周圍の山上に登らばサマリア全市を眼下に觀るを得可し。オムリ王によりて建設せられし後、アハブは之を堅固にせり。アツスリア軍は之を陥るゝに三年を費し、遂に紀元前七百廿二年に至りて之を滅したるは人の能く知る所なり。

山々とは有名なるエバル、ゲリジム山を指したるならん(申十一〇廿九)又四〇一、六〇一に單に「サマリアの山」とあるに比較して、茲も單數を可とする學者少からず。原語は僅に一點の相違のみ。

大なる紛亂、サマリア上流社會の放佚、擾亂の生活を指し、壓制、不義、

虚詐、混亂等を含めり。不義に慣れたる異教民の心をも寒からしむる状態を云ふ。

虐遇とは貧者を苦め、弱者を壓し、或は借金的事件に關し、同情の念を失ひ、法廷に於て彼らを苦境に陥れ、自ら利を貪ぼる等を云ふ。

十節エホバいひたまふ彼らは正義をなすなふことを知す虐たげ取し物と奪ひたる物とをその宮殿に積蓄はふ

【十節】正義をおこなふことを知らず、正義の原語は、舊約書中稀に用ゆる文字にして、母後十五〇三には「正し」となせり、眞直まことの意にして、正直ちか箴四〇廿五、賽五七〇二參照、即ち、前面に直進する行爲を指す。「知らず」とは即ち道德上の無智を云ふ、斯る無智は反て惡に智さしき（耶四〇廿二）。正義の觀念を失したるサマリアの上流社會は、次の如き罪惡を敢てするに至れり。

虐げ取し物と奪ひたる物、原文には單に「虐と奪」とあり、施氏も和譯の如く譯せり。或は人の寶物を積蓄ふる如くに虐と奪とを積蓄ふるを喩へたるならん乎。兎に角彼らの行爲は正義なる神の

審判を招きつゝあり。「宮殿」とは勿論上流社會の家屋を指す。

十一節是故に主エホバかく言たまふ敵ありて此國を攻かこみ汝の權力を汝より取下さん汝の一切の殿は掠めらるべし

【十一節】是故に、罪跡明かにして、神罰を免るゝ餘地なき故にの意。敵ありて云々、本段の預言はアモスが紀元前七百五十五年頃に宣べしものならん。この預言の成就是歴史上の事實に依りて證明せらる。紀元前七百卅四年に、アツスリア王テグラビレセルは、ギレアデとガリラヤを突撃し、同じく七百廿四年、サルマネセルは、北方イスラエルを壓迫してサマリアを侵撃し、三年間の包圍攻撃の後遂に之を全く陥落せしめたり。宮殿高樓は悉く破壊せられ、富豪、貴族は民衆と共に捕虜となる。是れ實に自ら招ける罪惡の應報を、永く歴史に銘記せしものと云ふ可し。因に云ふ十五節は十一節の次に移して可なりと説く者あり。十五の註を見よ。

(ロ) 豪華なるサマリアの貴族等には、何もかも残されざる可し。ペテルの壇すら滅ぼされん。三〇十二—十五

【大意】本段にては、正に臨まんとする神罰の及ぶ所を、一層詳に叙す。即ち放佚なる生活を營む者の上及び當時の宗教界の上に災禍の來るべきを預言す。

十二節エホバかく言
たまふ牧羊者は獅子
の口より羊の兩足の
るひは片耳を取かへ
し得るのみサマリヤ
に於て床の隅または
ダマスコ錦の榻に坐
するイスラエルの子
孫もその救はるゝこ

【十二節】牧羊者は云々、テコアの牧者アモスは更に自己の經驗より譬を取りてサマリヤ人の亡滅を免るゝ者、極めて僅少なる可きを述ぶ。(母前十七〇卅四以下、賽卅一〇四、參照)牧者は時々猛獸に裂れたる羊等の肉片を證據として、其事實を語ることにあり(出廿二〇十三)アモスが獅子の例を出すこと屢なるを見よ(三〇八、五〇十九)羊の兩足云々、其残れるもの、極めて僅少にして取るに足らぬ部分なるを示すなり、即ち獅子に裂かれたる證據として、牧者が持來る羊の兩脛と耳の一片の如きのみと。サマリヤ人の敵の攻撃より免れ遺る者も亦之に等しからん。本節の羊は神罰を蒙る可きサマリヤ人、獅子は敵、牧者は預言者を示すならん。

と是のごましくならん

床の隅とはソフハ(睡椅子)の如きものにして、飾れる室に置かるゝ床の一隅を云ふ。之に倚りかゝりて、遊惰に日を送る豪奢の輩を指す。

ダマスコ錦の榻、この和譯の意味は明かなることとも、原文は意味明白ならず、唯和譯の如き意ならんと推測し得るのみ。直譯すれば「榻のデメセクに坐する者」となり、ダマスコ産の何ものかを意味するものならんが、アモスの當時に、ダマスコの錦と云ふが如き産物未だあらざりしこと、及び或譯本に「榻」の文字を缺きたるを見れば、原意の不明瞭なるを知る可し。又「ダマスコ」の錦の榻に坐する云々とは、繁榮なるダマスコに住せしイスラエル人を指すならんと説く者あれど、原語の母音符は、市名を示すダマスコ(一〇三)と異なり、故に或學者は、是れ何らかの誤寫ならんと説けり。英語改正譯に「絹褥シルクの床」と意譯せるは、一部學者の推測に出たるのみ。但し

本句は前の「床の隅」と相對して用ひられたれば、原文は和譯の意に近きものなりしを知るべし。單純朴直なる天幕生活に慣れたるアモスに取りては、金家玉樓に住みて、放佚の生活を營める者を見るや、その甚しき罪惡の生涯たるを感じたること疑なし。況んや青空を天井とし、地上に自己の上衣を敷きて夜着とし、その上に臥するに慣れたる者に取りては、錦の寢床に坐すること、豪者の極みと見えたるや明かなり。斯る奢侈は單に古代のサマリアの上流にのみ行はるゝにあらざるなり。

救はるゝこと、敵より救はるゝの意。

【十三節】萬軍の主エホバ、アモスは屢々此の威嚴ある稱呼を用ふ（四〇、十三、五〇、十四、十五、六〇、八、十四、九〇、五。何十二〇、五參照）。思ふに此稱呼はアモスの始めて用ひしものにして、後の預言者は之に倣ひたるならん（耶五〇、十四、十五〇、十六、卅五〇、十七、卅八〇、十七、

十三節萬軍の神主エ

ホバかく言たまふ汝

ら聽てヤコブの家に

證せよ

四十四〇七等萬軍とは始めエホバをイスラエル軍旅の指導者と信ぜしより來り次に轉じて「天軍」即ち日月星辰及び天使等を率ゆるエホバの意となりたるならん。一言に云はゞ「全能者」と云ふに等し。

汝ら聽て、汝らとは誰を指すものなる乎。或は九節に記せるアシドトとエジプトとを指すと説き、或はイスラエル人を指すとし、或は當時の敬神家に訴へたるなりと説けど、思ふに特に誰と指せるにあらざ、聽く程の者は誰にても聽てと云ふ意ならん。

ヤコブの家とはイスラエル全體を指すものなれど（九〇、八、九）茲にては十支派を意味することは次節に照して明かなり（七〇、十參照）證せよとは單に「宣べよ」と云ふに非ずして、天などを指して確と證據だてよと云ふ意（申四〇、廿六、卅〇、十九參照）。

【十四節】罪を罰する日、二〇、十六の「その日」の註を見よ。原文は本

十四節我イスラエル

亞摩士書註釋

の諸の罪を罰する日
にはベテルの壇を罰
せん其壇の角は折て
地に落べし

節の始に「蓋は或は即ち」と譯す可き文字を加へて、前節との關係を明かにせり。

ベテルの壇を罰せん、ベテルとは、神の家^{の意}、エルサレムの北十里の處にあり。ヤラベアム第一世が此處に犢禮拜を創めたり(王上十二〇廿九)壇は原文には複數なり。ベテルに於ける祭壇の特に重視されたる理由は、古昔アブラハム、ヤコブが茲に壇を築きたると(創十二〇八、卅五〇七)其後此處にて常に犠牲を献じたる歴史とあるを見ても察し得可し(母前十〇三)又王上十二〇廿八以下、及び何四〇十五、十〇一、二、八等に、ベテルに於ける禮拜の頗る淫佚に流れたるを暗示せり。罰せん、の原意に就ては二〇二の註を見よ。

茲にては勿論ベテルの壇を罪人の如く見做せるなり。抑もベテルの壇を破壊するは、實はイスラエルの宗教的生命を絶ち、其禮拜に大打撃を加ふるの意なり。本節は後世の挿入に係る

と主張する論者の説を見るに、エホバが罰を加へんとし給ふ所はサマリアの罪人にして、ベテルの壇にあらざり且サマリアにある高官の罪はベテルの壇を破壊して罰し得らる可きものにあらず。畢竟アモスの本段の預言は、本節を以て終る可きものなりとなす。但し此説を非とする者の論は更に首肯す可きものあり、曰く、神の審判は豪奢の家に臨むが如く、亦宗教的聖所にも降る可し、且ベテルは、王の聖所に、して王宮のある所(七〇十三)なれば、ベテルの壇を仆すは畢竟其王宮に打撃を加へ、民衆の避難所と認められたる場所(列上一〇五十、二〇廿八)を打つに等しく、十五節は十一、十二に續きて密切に連絡するに至ればなりと、壇の角は式典執行に必要な部分にして(出廿九〇十二、利四〇卅)詩百十八〇廿七)また罪人が罰を逃るゝが爲に一種の避難所となしたる所なり(王上二〇廿八)。

ヤラベアム第一世はエルサレム神殿の祭壇に模倣してペテルに「壇の角」を設けしなる可し。角は祭壇の兩端に約三尺の高に作り、時に裝飾を施したるものあり。エドムの南東テイマにて發見せられたる祭壇には、牡牛を彫刻せる角を付したりと云ふ。但し茲の壇の角は如何なる形なりしや明かならず。

十五節我また冬の家

および夏の家をうた

ん象牙の家ほろび大

きなる家失んエホバ

これを言ふ

【十五節】本節は十一、十二に連なりて可なる事前に述べたり。

冬の家および夏の家。およびの接續詞は原文になし。直譯せば「冬の家を夏の家の上に」となし得可し、即ち「冬の家を夏の家と共に」の意なり。冬と夏とに適せる構造の一軒の家にして、二軒に非らず。冬の家、夏の家を建てたる例は舊約中に稀なるも（士三〇廿、耶卅六〇廿二參照）當時サマリアの貴人等の豪奢の生活は、斯る住宅を要求せしや明かなり。

象牙の家、アハブ王が建てたりと記すが如きものにして（王上廿二

〇卅九實は象牙を裝飾とせる家なる可し。斯る家は勿論最も豪奢を極めたる例にして、象牙の價の貴かりしにても知り得可し（王上十〇十八參照）

大なる家、原文亦「多くの家」とも譯し得可し（賽五〇九參照）アモスは只に高官、貴族、王宮の滅さるゝのみならず、一般の人家も亦同様の運命に逢ふことを意味せしやも知れず。

〔第四章〕

（ハ）サマリヤの貴婦人等も奢侈淫佚にして、貧者を虐ぐるが故に石垣の破壊より捕はれて、俘囚となる可し。四〇一一三

【一節】バシヤンの牝牛等よ、バシヤンはヨルダン河の東、山脈聯立する最北に位し、南はギレアデ山に接す、古代より橡樹かしのみと（賽二〇十三、結廿七〇六、亞十一〇二、牧場と、米七〇十四、翁一〇四、耶五十〇十

第四章一節バシヤン

の牝牛等よ汝ら此言

を聽け汝らはサマリ

ヤの山に居り弱者を
虐げ貧者を壓し又そ
の主にもかひて此に
持きたりて我らに飲
せよと言ふ

九肥へたる家畜とにて其名高し申卅二〇十四詩廿二〇十二結卅
九〇十八多分滑らかなる地或は豊穰なる地の意。牝牛等とはサ
マリアの貴婦人を賤しめ呼びたることは次句のその主即夫なる
文字によりて明かなり。預言者らが婦人に關して述ぶること稀
ならず(賽三〇十六四〇一等)。
汝ら此言を聽け、聽けの原語は男性を用ひたり故に或學者はアモ
スはサマリアの高官貴族等を賤しめて特に牝牛と呼び其豪奢淫
佚の生活を暗示せるなり他の預言者は斯る尊大自負なる人物を
牝牛と呼びしに照らしても明かなり(耶五十〇廿七詩廿二〇十二)
と説けども茲には叙述の始に男女の區別を立てずして汝ら聽け
なる文字を用ひたること(賽卅二〇十一の原文によりても知るべ
く且高慢なるサマリアの貴婦人を賤視する爲に男性動詞を用ひ
しは大に叙述の筆力を加ふるものなりとの説可なるが如し。

サマリアの山三〇九の註を見よ。サマリアの都に安佚に日を送
る者と云ふ意。

弱者を虐げ云々貴婦人自ら直接に弱者貧者を壓制虐待するにあ
らずその主即ち夫を通して斯る無情の行爲を敢てするを云ふな
らん。但し豪奢の生活は必ず其中に弱者貧者に對する虐遇を
含むこと古今趣を一にす。サマリアの高位高官にある男子らが
不義壓制を行ひて其の淫佚なる妻の奢侈を擅ならしむる裏面に
は弱者貧者を虐壓する事實ありとせば婦人も亦此の罪を共犯せ
る者と見るを得べし。

その主そのの原語は男性複數なり。前にある牝牛等を指すとせ
ば女性代名詞を用ゆ可きなり。文法上の誤か或は誤寫に出でし
ならんと説く者あり。但し牝牛等を男子を侮辱せる語と解せば
此男性代名詞は誤にあらざる可し。

此に持來りて云々、原語は單數命令法、汝持來れなり。單數を用ひたる理由は、貴婦人等が一人々々、其の主に斯く云へるが如く叙せるなりと説く學者あり。何を持來れと要求するか記しあらず、然れど前句の關係上、弱者を虐げ、貧者を壓して得たる酒等なること明かにして、我らに飲せよの一句は奢侈なる妻の宴樂の材料とせることを示せり。

本句は文章構成上、持きたれ、我ら共に飲まん」と譯す可し。蓋し、我らに飲せよの原語は、此に持きたりてに續く命令法にあらずして、目的を示す働詞なればなり。

二節主エホバ己の聖
を指し誓ひて云ふ視
よ日汝らの上に臨む
その日には人汝らを

【二節】己れの聖を指し云々、聖とはエホバの聖所なるエルサレムの神殿にもあらず、又其の聖名にもあらず（耶四十四〇廿六、其威嚴ある神格を云ふ、其サマリアの上に臨ましめ給はんとする審判の深き聖意による事を示す、詩八十九〇三五參照）。

鈎にかけ汝等の遺跡
者を釣魚鈎にかけて
曳いださん

視よ日汝らの上に臨む、日とは神罰の來る悲痛慘憺たる日を指す。預言者は常に此文字を用ふ（八〇十一、九〇十三參照）。又時として希望、赫々たる將來の日をも意味する事あり（耶十六〇十四、十五等）日の原語は複數なり。その日には人汝らを鈎にかけ、その日にはとは原文になし。人とは敵人の意なり、蓋しサマリアの婦人らが敵の捕虜となる可きを預言する處なればなり。鈎にかけとは次句によりて明かなるが如く、魚鈎より譬を取りたれどもアツスリアの古碑には、現に捕虜の口に鈎を掛けて連れ行く繪畫を刻せり（代下卅三〇十一）アツスリア人が長き索に鈎或は金輪の如きものを吊し、之を捕虜の下唇にかけて曳き行けるは、捕虜多きが故にその逃亡を防ぐ爲に行ひし残酷の方法なり（賽卅七〇廿九、結廿九〇四參照）

汝等の遺餘者、辛うじて敵の襲撃を免れ、かの日の災禍を逃れたる

者もとの意、換言せば全滅の中より僅に残れるものなり。然れば之を子孫と解する説は非なり。

釣魚鈎云々、遺餘者も同じ運命に陥る可きことを、前の如く魚鈎の例に續けたるなり。或人は前の鈎と譯せるは、アッスリア人が普通捕虜を曳行くとしき用ひたる金輪の如きものにして、茲に「釣魚鈎」とは捕虜多くして、通常の鈎の缺乏して、「釣魚鈎」をも用ゆるに至る可きを意味すと説けども如何にや。

【三節】各々その前なる敵に捕はれし直ぐ其處と云ふ意。(書六〇五、廿參照)之をサマリアの婦人らが「つながれて」の意なりと説く者あるは、原語に「各婦人は其前に」との文字を用ひたるに由れども、恐くは「つながれて」の意にあらず。但し施氏は「各向前而逃」と譯せり。石垣の破壊たる處、石垣とは勿論サマリアの城壁を云ふ。破壊は敵の攻撃によりて生じたるもの、之を密に逃れんとて豫め破り置

三節汝らは各々その

前なる石垣の破壊た

る處より奔出てハル

モンに逃往んエホバ

これヲ言ふ

きしなりと説くは附會なるが如し。

奔出て之は寧ろ、曳出されんと解するを可とす蓋し婦人等が自ら逃れんとするに非ず、捕虜となりて曳かれ行くものなればなり。ハルモン、勿論地名ならんも、其何處にありしや明かならず。ゼロム等はアルメニアなりと解し、七十子譯には「ロンマン山」とあり、因に云ふ施氏は單に「急遁於山」と譯せり、或は少く改めて「汝らはリムモン(スリアの愛の神)を山に投げん」と讀ましむる等異説少からざるも、アモスは前節にサマリア人の敵の攻撃に逢ひ捕虜となる可きを示したると又五〇廿七、六〇十四とによりて考ふるに、此は地名と見る可きこと疑なし。

逃往ん、是も亦前の「奔出て」の如く受動詞的となし、ハルモンに曳往かる可し(直譯「ハルモンの方に投られん」と解す可し)。

○イスラエルは神の審判を悟り得ず。四〇四—十三

本段の預言は、或學者の説の如く、アモスがイスラエル人の祭禮を執行せし折に宣べしものならん。アモスは最も暗讖的に、イスラエルは宜しく心なき形式的禮拜を、其聖所とせるベテル、ギルガンに於て益々盛にす可しと勸告す。然れども斯る禮拜は全く虚偽にして、彼らが之を以てエホバを喜ばせんと勉むるは、畢竟神怒を招くに過ぎず。エホバは屢々旱魃飢饉凶作疫病戰爭地震等を以てイスラエルの行爲に對する御憤を示し給ひしかど、悲い哉彼らは遂に其心をエホバに向けざりき。故に今や彼らの上に何等かの災禍を降さずしては止まざる可し。兎に角彼らは怒を示し給へるエホバに會するの準備をなさざる可からず。斯る刑罰を下すものは實に宇宙と人類とを主宰し給ふ萬軍の神たるなり。

四節 汝らベテルに往

【四節】ベテル：ギルガルに往て益々おほく罪を犯せ、一讀直に暗

て罪を犯しギルガル
に往て益々おほく罪
を犯せ、朝ごとに汝
らの犠牲を携へゆけ
三日ごとに汝らの什
一を携へゆけ

讖的なるを知るべし。罪を犯せとは、イスラエルが此兩所にてエホバに對し徒らに形式的禮拜を盛にし、反て益々エホバに對する罪を増せよの意(何八〇十一參照)。然れば本句は申命記に記せる(十二〇四―七)中央聖所に於てのみ犠牲を供す可しとの律法に背くが故に或はベテルに於ける犢禮拜(何四〇十五、八〇五以下)の故に言へるに非ざること明かなり。ベテルにつきては三〇十四の註を見よ。ギルガルはエリコより凡そ一哩半、ヨルダン西岸より四哩半の處にありたり(書四〇十九、十五〇七參照)。書五〇九にギルガントふ語の意味を記せり(又書五〇三―十、母前七〇十六、十〇八、十一〇十四、十五〇十以下、同後十九〇十五を見よ)。何四〇十五、十二〇十一、摩五〇五等によれば、ギルガルにもベテルと同じく、形式的異教的禮拜の盛に行はれたるを見る可し。

朝ごとに汝らの犠牲を携へゆけ、暗讖的の句調は猶繼續す。朝ご

とにとは、其實一年に一回エホバに捧ぐ可き(母前一〇三、七、廿一參照)を増加して朝毎にせよと暗譏せるなり。犠牲とは勿論動物犠牲の事にして、原語の「ゼバハ」は元、屠殺するより出づ。古代獸畜を屠殺する時は、先づ之を神に供ふる例なりしが故屠殺するの文字が、後に一般に「犠牲」てう宗教的の語になりしなり。携さへゆけとは勿論ベテル、ギルガルの聖所へなり。

三日ごとに汝らの什一を携へ行け、什一とは所得或は財産の十分の一を神に献ずるを云ふ。申十四〇廿八、廿六〇十二に由れば、什一は三年に一度献ず可しと命ぜらる、アモスは三年の代りに三日毎に之をなせと暗譏せり。什一を献ずる時は、必ず何等の儀式ありたる可く、隨て民衆は此機に乗じて御祭り騒ぎをなせしなり。但し茲の三日の日の文字、若し本句の如く複數なる時は、往々年を意味する事は利廿五〇廿九、士十七〇十に由りて明かなるが

故に之を年の意に解すべしとの説あれども、非ならん。又本句を以て、アモスが一年を一日に縮めて暗譏したるものにあらず、唯毎年一回祝節をなす時、朝ごとに犠牲を捧げ、三日の後什一を携へ行けの意なりと解する者あれど、そはアモスの意を甚だ弱むるが如し。什一の制度は古代セミチック民族に一般に行はれし而已ならず、他の國に於ても實行されしと見ゆ。希臘人及び羅馬人は戰勝の分取物の什一を先づ神に献ずるを習とせり。希伯來人の什一は其の始め誠心よりの献物なりしも、後世に至りて、聖所、神殿等の費用に充つる爲め徴集せられたり。但し什一に關する律法發布以前に此習慣のありしことを記すは本句と創廿八〇廿二となるが如し。

【五節】酔いたる者を感謝祭に献げ、原文を直譯すれば、酔いたるパンより感謝の供物を焼け」となる。「焼け」の原語は單に「献ぐる」

五節酔いたる者を
感謝祭に献げ願意

りする禮物を召てこ
れを告示せイフラエ
ルの子孫よ汝らは斯
するを好むなりと主
エホバ言たまふ

の意にあらざして、香を献ぐるの意なり。故に茲にては酔いたるものを焼き馨しき煙として献げよの意なり(何二〇十三参照)而して感謝の供物とせらるゝ、たはいたふ酸酵餅は、通例焼きて香となすものにあらず、唯イスラエルに對し此常例に反する献物をもなして、禮拜に對する形式的熱心を増し加へよと諷刺的に勸むるなり。感謝祭とは原語をトーダーと云ふ。(利七〇十二、十三、十五、廿二〇廿九、詩五十六〇十二、耶十七〇廿六、卅三〇十一参照)。願意よりする禮物、原語をネダーパーと云ふ、感謝の禮物の一種にして、中心より自由に献ぐるものなり。(之に關する律法は出卅五〇廿九、利廿二〇十八、廿一、申十二〇六、七にあり)。召てこれを告示せ、換言せば、廣く言ひふらせの意なり。蓋し中心よりする感謝の禮物は、其性質上他人に告示す可きものにあらず、されどもアモスは之を廣く民衆に告知して、愈よ此祭りを盛にせよと諷刺したるなり。然れば、或人の説く如く、太六〇二の如き精神にて述べたるにはあらず。

汝らは斯するを好む、イスラエルの宗教に對する根本的過失は實に茲にあり。彼らの過失は誠心の伴はざる禮物をも盛に見はすを以てエホバを嘉よそばし得べしと迷信せるにあり。形式的禮拜が如何に盛に且つ熱心に行はるゝも、宗教の精神を躬行實踐するに非らざれば、何ら稱揚す可き價值なしとは、アモスの預言の精神なり。

【六節】以下八節までは、エホバが飢饉、旱魃をイスラエルの上に降して彼らを警醒せんとし給ひしも、全く甲斐なく、彼らの心、神に立歸らざりしことを述べ、一種悲哀の調を含めるが如し。

また我、我の原語に強き意あり、何々せしは我なりとの意。またの文字はエホバとイスラエルとの行爲の全然相反するを示す。即

六節また我汝らの一
切の邑に於て汝らの
齒を清からしめ汝ら
の一切の處において

汝らの食を乏しからしめたり然るに汝らに我に歸らすエホバ言たまふ

ちイスラエルが心なき禮拜を盛に執行せる間に、エホバは飢饉等を降して彼らの空しき心を立ち歸らしめんとし給ひしを指す。一切の邑次句の「一切の處」の註を見よ。齒を清からしめは次句の「食を乏しからしめたり」と異語同意なり、即ち食ふものなくして齒を汚す時なきを云ふ。但し七十子譯には「齒痛」の意となせり。又原語を少しく改めて「鈍し」の意となし、長く食せざりしが故に齒うきて其用をなさざるを形容せりとなす者あり(耶卅一〇廿九參照)。一切の處、前句の「一切の邑」と合せて、イスラエル全國を指す。斯く廣き範圍に亘りし飢饉はアハブの世にも(王上十七〇十二)ヨラムの世にもありき(王下四〇卅八、八〇一)但し茲のは此らの飢饉を指すにあらず、此等よりも後に起りし大飢饉を指すが如し。食を乏しからしめたり、舊約時代に於て飢饉は屢々起りたり(創十二〇十、廿六〇一、四一〇五、四得一〇一、母後廿一〇一、王上十七〇一

參照。

然るに汝らに我に歸らず、本句一種の悲調を帶ぶ。エホバは天災が必らず民の心を翻へすならんと期せしに全く豫期に反せりとなり。抑も天災は民衆の罪に對する神怒の徴なりとは、古代諸國民の一般に信ぜし處なり。本句は舊約書中極めて多く用ひらる(何十四〇一、賽十〇廿一、卅一〇六、耶三〇一、十二、廿二、四〇一、申四〇卅卅〇二、八、母前七〇三、代下六〇廿四、卅八、詩七八〇卅四等)此思想はやがて新約時代の「改悔」の思想を起す導と云ふ可し(徒三〇十九、九〇卅五、十一〇廿一、撒前一〇九參照)。

【七節】論理上早魃ありて後、飢饉ある筈なれば、前節と前後す可きものなりと説く者あり。

收穫までには猶三月あるに、バレステナにては、收穫は四月、五月、或處にては六月の初旬にあり。收穫前に雨降らざれば、穀物を熟せ

七節また我收穫までには尙三月あるに雨をこめて汝らに下さすかの邑には雨を

降しこの邑には雨を
ふらさざりき、此田
圃は雨を得彼田圃は
雨を得ずして枯れた
り

しむる能はずして殆ど凶作の状態を呈すと云ふ。本句の解説に種々あり。或は收穫に先だつ三ヶ月間に旱魃ありしなりと説き、或は果實收穫の三ヶ月前即ち四月比に降る可き雨なかりしなりと説き、又毎年の大降雨期は收穫前六ヶ月、即ち十一月、十二月の候にあり、而して本節は此降雨期を三ヶ月程止めて五月、六月の收穫前三ヶ月に至りて雨期となりしなりと説くものあり。

雨をとどめて、雨の原語は逆^{はもとほし}るてふ動詞より出で、常に驟雨或は大雨の意に用ひらる(王上十八〇四十一、四四、四五)又毎年春秋の雨にも此文字を用ひたり(耳二〇廿三本句は收穫に大關係ある定期の大降雨を云ふ。

かの邑：この邑：此田圃：彼田圃、前節には國中全體の飢饉を述べ、本節には特殊の場所の旱魃を示す。對照し得て妙。本句に示すが如きは今日もパレステナに旅行する者の往々目撃する處なり。

り。即ちヨルダン谷の一地方には雨なくして、地面殆ど沙漠の如くなれる時、テベリア附近の地は綠草繁茂、百花は競ひ開く事間々ありと云ふ。本句はエホバの自然界を統轄し給ふ權力を示し、聖旨のまゝに雨をとどめ、又は降らし給ふを叙す。

八節二三の邑別の
の邑に隠めきゆきて
水を飲ども飽こさあ
たはず然るに汝らは
我に歸らずエホバ
言たまふ

【八節】本節は前二節に叙したる飢饉及び旱魃の結果、民衆の困憊する態を描寫す。六〇九、十等と對照して筆力の巧妙を見るべし。但し本節は前に記したる所の外に何らの加ふる所非ざるが故に、批評家の中には、本節を以て後世の挿入に係ると説く者あり。

隠めきゆきて、此原語は醉へる者の足なみを形容し(賽廿四〇廿)又盲者の途に迷ふ状態を示し(哀四〇十四)或は飢えて食を求むる者に適用し、詩五十九〇十六の「ゆき」してと和譯せるもの、又は行く可き處を失へる、徐行者にも用ひらる(創四〇十四)茲にては勿論旱魃の爲め渴して水を求むれども得ず、氣を失はんとする有様を描

けるなり詩五十九〇十五參照邑とは勿論邑の住民を指サども故らに邑を擬人して筆者の想像力を巧に示せり。

我に歸らず此句は本段に五回用ひらる(六、八、九、十、十一)詩形より云ば「折返し」即ちリフレインと認む可きものなり。

九節我枯死穀と朽腐
穂をもて汝等を撃
なやませりまた汝ら

【九節】本節以下十一節までは、エホバが凶作、疫病、戦争、地震を以てイスラエルを警醒し給ひしも、彼ら尙其の心を神に歸さざりしを叙す。

の衆多の園と葡萄園
と無花果樹と橄欖樹
さは蝗これを食へり

枯死穀原語シツダフオーンと云ふ「焦す」の意味ある語根より出づ。即ち東風吹き來りて穀物を枯死せしめたる天災を指す。パレステナに於て斯る天災の屢々ありしは、舊約書中に記すところ少からざるを見ても知るべし(王上八〇卅七王下十九〇廿六代下六〇廿八、賽廿七〇八、結十七〇十等)

然るに汝らば我に歸
らすエホバ言たま

朽腐穂原語をエラコインと云ひ「青黄色になす」の意味ある語根よ

ふ

り出づ、即ち濕氣と暑氣とにより「微」を生じ穀物の穂、青黄色を帯び遂に朽腐するを指す。是亦一種の天災なり(申廿八〇廿二參照)耶卅〇六には此の語を人の顔色を形容するに用ひらる。

撃なやませり前記の天災を遣りて汝らを禍ひせりとの意。

衆多の園と云々衆多の原語は稍解し難き處あり故に或は「屢々」と譯す者、或は「増加ふる」の意ならんと説く者あれど、此の原語を少しく改めて「荒し」の意となし、我また汝らの園と葡萄園とを荒し、無花果樹と橄欖樹とは蝗これを食へり」と譯す方最も可なりと思はる。蝗これを食へり蝗の原語はガデームにして「咬み耗らす者」の意を有す。舊約書中他に蝗と和譯せらるべき文字六つあり(耳一〇四、翁三〇十六、賽卅三〇四、代下七〇十三、申廿八〇四十二、皆この蟲の行動を形容する原語より由來せる語なり。蝗が群をなして來襲し、歎忽の間に穀物等を食ひ盡して、非常なる

十節我なんぢらの中
にエジプトに爲し如
く疫病をおこし劍を
もて汝らの少き人を
殺し又汝らの馬を奪
さり汝らの營の臭氣
をして騰りて汝らの
鼻を撲しめたり然る
も汝らは我に歸らず

慘害を農民に與ふことは現今エジプト、アラビア、パレスチナに往々あり。舊約書中、ヨエル書は蝗軍の状態を最も精細に描寫せり(同書一〇四、二〇廿五を見よ)「食へり」とは「食ひ盡せり」と解す可し。
【十節】エジプトに爲し如く疫病をおこし、疫病の原語は「掠め去る」てふ語根より出で、疫病の猛烈なる災害を想起せしむる文字なり。古代東洋諸國、殊にエジプト、アラビア、パレスチナの如き熱帯に近き國々に於て、其氣候と衛生の途缺けたるに由り、疫病一旦起る時は、その慘害非常に大なるが故に恐る可き天災と見做された(母後廿四〇十五參照)「おこし」の原語は「遣れり」なり。即ちエホバは疫病を他の國よりイスラエル人の中に「遣りて」彼らの罪を罰せんとし給ふを云ふ、換言せば疫病の源因は民の罪に在りて之を起さしむるはエホバなるを云ふ(利廿六〇廿五、申廿八〇廿一、廿七、六十、耶十四〇十二、廿一〇七、九等參照)。「エジプトに爲し如く」の原文、

まエホバいひたまふ

少しく不明瞭なり。茲は賽十〇廿四の如く「エジプトの例に倣ひて」とす可きものならんか。但し本句の説明に付ては、學者間に種々の意見ありて一致せざれども、エジプトにて爲せしが如き同じ方法にてとの意に解するは茲の和譯に適すること明らかなるも、アモスが果して、エジプトに於て昔イスラエル人の蒙りし疫病を念頭に置きしや否や明かならず。唯疫病とエジプトとは深き關係のありたるは古代より人口に膾炙せしは疑ひなし。

劍を以て汝らの少き人を殺し、王下八〇十二、十〇卅二、十三〇三七、十四〇廿六を見るに、ヨアハズ王の時、スリアのベネハダデ及ハザエル、大にイスラエルに侵入して夥多の人を殺したることあり。アモスは或は斯る事件を指せるならんと説く學者あり。兎に角イスラエルとスリアの間の永き戰鬥の間に斯る事のありしを念頭に存せしと見るべし。

汝らの馬を奪ひ去り、奪ひ去るの原語は、他の處に「捕虜となす」の意に用ひらる(但十一〇卅三參照)故に本句は騎者を殺して馬を掠め取るの意か、又は騎者と共に馬をも捕へるの意ならん(王下十三〇七參照)馬は元來パレステナに産せず、エジプト或はスリアより輸入したるものなり(王上十〇廿八故に戰時には馬を貴び、又戰鬥力を奪はんとて敵の乘馬を捕へ或は殺したることありしは疑ひなし。但し本句は如何なる歴史上の事實を指すや明かならず。營の臭氣をして云々、營とは戰場に設けたる陣營を云ふ。敗戰の結果、戰死者多くして、之を葬むるに暇なく、營内の死屍累々として日光に曝され、其臭氣鼻を劈つざくを云ふ(賽卅四〇三參照)。前には飢饉と旱魃と順序轉倒せるが如く(八、九、茲にも亦戰爭の結果によりて生じたる疫病を前に記し、其原因なる戰敗を後に記せり。

十一節我なんぢらの
中の邑を滅ぼすこと
ソドム、ゴモラを神
の滅ぼしたまひし如
くしたれば汝らは火
焔の中より取いだし
たる燃柴のごとくな
れり然るも汝らは我
に歸らずこエホバ言
たまふ

【十一節】汝らの中の邑を滅ぼすこと、原文に「邑」の文字なきも、和譯の如き意に解して可ならん。次の「ソドム、ゴモラ」と對照すること明かなり。之を敵の襲來を意味すとなし、又は前に叙したる災禍を概括するなりと説く學者もあり。
ソドム、ゴモラ、比較する要點は其滅亡の状態にあらずして、其全滅せる事にあり。ソドム、ゴモラの位置に付ては創十〇十九を見よ。此地を全滅せる凄愴たる物語は載せて創十九〇に詳かなり。ソドムとは多分「燃ゆる」の意にして、ゴモラとは多分「沈む」の意ならん。神の滅ぼし云々、神の文字、本節始めの「我」とあるに對して甚だ奇なり。之を以て三位一體説を主張せんとする者あるは更に奇なり。之を最上級の形容詞に解して「大滅亡」の意に取るも前後の意と調和せず。本句はソドム、ゴモラの滅亡を述ぶる時用ひたる常套句なりと見る可きが如し。

汝らは：燃柴のごとくなれり、とは辛うじて救ひ出されたりとの意(亞三〇二賽一〇九參照)にして神の滅亡を來らせ給ひし處は唯一部なりとの意に解す可からず。然るも汝らは云々、イスラエルを救はんとてエホバの用ひ給へる種々の攝理も遂に全く無功に歸せり。此上は彼らを滅ぼすの外、他に道なきに至れり。

十二節イスラエルよ
然ば我かく汝に行は
ん我是を汝に行ふべ
ければイスラエルよ

汝の神に會ふ準備を
せよ

【十二節】本節と次節にはイスラエルの滅亡は到底免る可からず、彼らは之に對して準備するを要す、而して此滅亡の來ることの眞なるは、之を宣言する者の萬軍のエホバなるに依りて明かなることを表す。

然ば、前に記したるエホバの警告も更に其功を奏せざりし故にの意。

は何を指すものなるや明記せず。其處にエホバの審判の恐る可きものあるを示すと説く者あり。又茲には何か缺字あるならんと説く學者もあり。全體より考ふれば、アモスが前に屢々述べし俘囚となるを指すものならんも、茲の文字の意味より見れば以下に記すものに關係するや明かなり、然れば或批評家は十三節は後世編者の挿入にかゝるものにして、本節より直に第五章に續くものとせば、是らの文字を適當に解し得べしとなす。又王上二〇廿三の如く、一種の誓文(必らず或事を行はんとする誓ひの言)ならんと説く者もあり。

汝の神に會ふ準備をせよ、本書中に單に「神」の字を用ひてエホバを示す處他になきが故に、本句は適當ならずと解く批評家あれども、此の句は最も嚴かに、イスラエルを警戒する意を示すは明らかなり。但し本句はエホバがイスラエルを挑み給ふ言にあらず、又は

罪の宣告を受けたる被告人を辯疏する言にもあらず、又免る可からざる運命の前に屈從す可きを諭すものにも非ずして、實はイスラエルを改悔に導かんとするエホバの聲たるなり。換言せば具體的の警告を靈的に應用したるなり。悔悟の機會を與へんとしたるは、預言者の常に取りし態度なり。

十三節彼は即ち山を作りなし風を作り出し人の思想の如何なるをその人に示したる晨光をかへて黑暗

さなし地の高處を踏む者なりその名を萬

【十三節】本節と前節との連絡は明瞭ならず。之を後世の挿入として除去せんとせば兎に角、之を保持せんとせば、少しく變更して左の如くせば順序正しからん。即ち、イスラエルよ汝の神に會ふ準備をせよ(十二節)エホバ、其名を萬軍の神と云ふ、視よ彼は山を作り云々。
山を作りなし、山の原語は複數(山々)なり。作りとは、形造りの意。茲にては可見的世界を代表せりと見るを得可し(詩百四〇八參照)。但し七十子譯には之を「雷」となせり。

軍の神エホバといふ

風を造り、風の原語、亦「靈」とも譯す。茲にては不可見的世界を代表するものと見る可し。造りの原語は創一〇一の「創造たまへり」とあると同じく、無より創造するを意味す。

人の思想の如何なるを云々、前後の關係を見るに、本句は適當なる叙述に非らず、隨て「人の思想なる句の解説一ならず。人を「神」と改め讀ましむる者あり(三〇七參照)亦思想の字を「事業」「光榮」又は「告知」と改譯して、皆神に屬せしむべきものと説く者あり。然れば「神の事業の如何なるかを人に示し」と改たむる方、前句の自然界を叙したる關係より見て可なるが如し。

晨光をかへて黑暗となし、解説種々あるも、單に「光りを暗きにかへ」或は「晝を夜にかへ」の意味にして、エホバ神の宇宙に於て威力を示し給ふことを指したるなる可し(詩十八〇九)

地の高處を踏む者、エホバは山岡を造り給へる者なれば、之を足

下に蹈付くの權力を有ち給ふ。エホバは暴風、雷電に乗じて出で
行き、山岡を震動し給ふ者なり。

本節の思想は頗るアモスの言表と異なる處あり、之を後世の挿入
に係るとするも當然なるか如し。但し後代に出たる書中には屢
々斯る思想あり(米一〇三、詩百四〇四、伯九〇八等參照)

〔第五章〕

◎イスラエルの亡滅を哀しむ歌 (五〇一—九)

【大意】イスラエルは仆れて、其能力十分の一に減ず可し。蓋は唯
「我を求めよ」と云へるエホバの命令に服せざりしによる。而して
之を語る者は、星宿を造り、海を統^よ、強者を滅ぼし給ふ者なりと
【二節】イスラルの家よ、是より言はんとする處を深く印象せしめ
ん爲に用ふる句なり。

第五章一節イスラエ

ルの家よ我が汝らに

對ひて宣る此言を聽

け是は哀歎の歌なり

宣る此言を聽け、宣るの直譯は「取上げる」即ち「唇に上す」の意にして、
哀歌を詠ずる時に、常に用ふる働詞なり(耶七〇廿九、結十九〇一等)
恰も人の死せるや、哀歌を以て吊ふが如く(母後一〇十七、結廿八〇
十二、卅二〇二、代下卅五〇廿五、今や死せんとするイスラエルは、哀
歎の歌を以て弔はるゝなり。聽けとは聽く者の心を警醒し、出來
得可くんば、改悔に導かんとする意を示す。イスラエル王國の
物質的繁榮の絶頂に達せしヤラバアム二世の時に於て、哀歌を
聽く如きは、全く民衆の豫期せざりし處ならん。

哀歎の歌、原語をキーナと云ふ。「響く」或は「悲しむ」の意より出づ。
一説に、アラビア語の「カーナ」即ち「企つる」巧みに出來上りたるも
のより來り、之を詩に應用する時は、其詩の内容又は詩形の巧妙
なるものを指せるなりと云へり。

キーナの詩形は長短の二行より成り、専ら三字に二字、四字に二字、

又は四字に三字の形をなす。茲にては三字に二字の形を取れり。
二節三節は即ち哀歌なり。

舊約書中、哀歌の主なるは、耶利米亞哀歌、賽十四〇四―廿一、結十九〇一―十四、廿六〇十五―十七、廿七〇二―卅六、卅二〇二―十六なり。哀歌を唱ふる者の状態に就ては、耶九〇十七を見よ。

【二節】本節の始に、三節の「主エホバかく言たまふの句を移し置くを適當とす。さすれば二、三節は全くキーナの詩形を取る可く、且其悲調は此句によりて妨げられざる可し。

處女イスラエル、處女とは擬人法にしてイスラエルを指す、耶利米亞書にも三回、此筆法を用ひたり（十八〇十三、卅一〇四、廿一に「イスラエルの童女」と和譯せるは「處女イスラエル」と改む可きなり）處女なる文字は他國民を形容するに用ひられざるが故に、イスラエルを理想的に觀たる形容語なる可し。其の思想を解説すれば。（一）、

二節處女イスラエル

は仆れて復起あがら

ず、彼は己の地に仆

倒さる、之を扶け起

す者なし。

政治的宗教的の貞節。即ち政治的には自由にして、他國の凌辱を受けず、宗教的には異教の弊風に感染せざる状態を指す。（二）國民の優美或は温雅を示す。（三）集合的に國を女性に見立つ。即ち詩的に國家を指し、又一般の民衆を指し、或は市邑、特にサマリア或はエルサレムの如き首府を指す等なり。而してエホバはイスラエルを純潔なる處女として之を愛し給ひ、其汚れたる時に於てすら尙之を愛護し給はんとせしも（何二〇、三〇）遂に自ら仆れざるを得ざるに至る、是れ哀歌を唱ふる所以なり。

仆れて、原語は過去の働詞なれども、所謂預言的完成法（過去）にして、其事實の必らず來る可きを豫想して語るものなれば、實は未來に屬す。此の語は突然死せる時母彼一〇十九、廿五、廿七、戰死、或は名譽財産を失ひて死せるに用ひたり（母後一〇十、詩十〇十、箴十一〇、廿八）。國民の死に適用せる例は賽廿一〇九、耶五十一〇にあり。

復起あがらず、一國民として再び起つ時なきを云ふ。イスラエル王國は紀元前七百二十二年、アッスリア帝國に滅ぼされし以來、一國民としての姿を全く失へり。但し預言者らは其の何人に對しても常に同情を示し、神の赦免と仁慈とを望む可しと述べたり。己れの地に仆倒さる、投げ仆されし所に棄て置かるの意。仆倒さるの原音は「ニトシヤ」にして地上に投げらるゝ響きあり。前の「仆れて」よりも一層強き意を示す。(結廿九〇五、卅二〇四參照)之を扶け起す者なし、前句の「復起あがらず」に一步を進めて、唯に自ら立つ能はざるのみならず、之を扶くる者すらなきに至る可しとなり。實にイスラエル王國はアッスリアに俘囚となりて以來、永劫歸國せず、今日尙ほ「失はれたる十支派」と稱して、彼等の永遠に消失せるを弔ふ。猶太人は本句を以て一時の災厄を意味すと教ふるも、その悲慘なる國民的運命を知りては、反て斯る解釋をなすを

氣の毒に想ふ。

三節主エホバかく言
たまふイスラエルの
家においては前に千
人出たる邑は只百人
のみのこり前に百人
出たる邑は只十人の
みのこらん。
四節エホバかくイス
ラエルの家に言たま
ふ、汝ら我を求めよ
さらば生べし

【三節】前に千人出たる邑は云々、前節に加へて、イスラエル王國衰亡の状態を巧に描寫す。勇士、戰場に出でしに歸陣する者僅に十分の一となるは、戦死の極めて甚だしきを示す。アモスの當時、軍兵の編制は、邑を以て基礎とせしが如し。古代にありては、支派或は家族を以て基礎とせり、母前八〇十二、母後十八〇一、四、王下十一〇四、十九、出十八〇廿一等參照)

【四節】本節以下六節まで、更に宗教の點より叙して、其の宗教的苦心なるベテル、ギルガル、ベエルシバの滅亡と共に、イスラエルの滅ぶ可きを描く。但しエホバは最後迄「我を求めよ」と彼らに呼び給ふ。

かく：言たまふ、アモスは既にイスラエルの滅ぶ可きを宣べたるが、之を聽ける者、一疑問を提出して言はん「我らは盛にエホバを禮

拜し居るにあらざや」と。之れが答は即ち本句なり。「エホバは嚮まきに斯く言たまへり云々と。然れば言たまふを言たまへり」と譯す可きなり。之をアモスが民衆に勸むるの語となすは、本節の意を弱くするのみならず、六節と重複するの恐あり。

求めよさらば生可し、エホバを求めよとは、其の聖旨に服従して、宗教的生活を實行せよの意なり。生可しとは國民的生活の繁榮を回復し又靈的生命に進むるを得べしとの意なり。本句を以て未來の生命を指すとなすは、後世の思想を以て本句を曲解するなり。

五節ベテルを求むる
なかれ、ギルガルに
往なかれ、エルシバ

に赴く勿れ、ギルガ

【五節】ベテルを求むる勿れ、とは異教的弊風を加味せる禮拜を執行する爲にベテルに行かんと求むる勿れの意。(四〇四の註を見よ)。
ギルガルに往くなかれ、此地の聖所として崇敬されしことは四〇

ルは必ず據へられゆ
きベテルは無に歸せ
ん

四の註にあり。

エルシバに赴く勿れ、ベエルシバはユダの地にあり、エジプトに到る途に當る。ヘブロンヘブロンの南西卅哩、エルサレムエルサレムの南西五十哩にあり。族長アブラハムの時代より、既に一聖所として崇敬せられたり(創廿一〇十四卅一卅三、廿六〇廿三、卅三、廿八〇十、四六〇一)創廿一〇卅一にベエルシバの意味を記せり。或學者は左の理由によりて本句を除くを可とせり即ち(一)アモスは唯イスラエル王國に關し預言せる者なるに(二)四の註を見よ、ベエルシバはユダに在り。(三)ベエルシバは、紀元前七百廿二年サマリア陥落の時にも猶存在せり。(四)ベテル、ギルガルの最後の運命に關して本節に記すれども、ベエルシバの運命に關し記す處なしと。

若し本句を保存す可しとせば、アモスの當時イスラエル人は、北方王國にあるベテル、ギルガルの聖所を以て満足せず、ユダに在るベ

エルシバまで、往きて禮拜に與かりしと見る可き乎。さればヤラ
ペアム第一世がイスラエルをしてユダに上らざらしめんとて、ベ
テルに聖所を設け、犢禮拜を創設せし事實(王上十二〇廿九)と矛盾
すべし。

ギルガルは必らず擄へられゆき、原文は一種の戯語にして「ハツギ
ルガル、ガロ、イグレ」^レと發音す。(恰も五郎は、ごろつきで、ごねる、
と云ふが如き地口に似たり)ギルガル及び次句のベテルは共に一
種の擬人法にして其の住民の敵に侵撃せられ、捕虜とせらる可き
を示す。

ベテルは無に歸せん、原文の直譯は「ベテルはアベンとなる可し」の
意。アベンとは一〇五に註せるが如く「空しき」又は偶像の義なり。
アモスは茲にも戯語を用ひ、ベテルを「ベテアベン」と呼びなしたり
と見ゆ。何四〇十五、五〇八の「ベテアベン」の字はアモスより採り

しなりと説く學者多し。ベテルとは神の家の意、ベテアベンとは
空しき者(偶像)の家の意なれば、其對照甚だ巧なり。即ち神の家は
變じて偶像の家(即ち異邦人來りて其偶像を祭る所となる)となる
可しと。ベテルの近邊にベテアベンと稱する處ありたるに注意
せよ。(書七〇二十八〇十二、母前十三〇五)。

【六節】本節はアモスが自らイスラエルに勸言する語なるが故に、
始に「然ればイスラエルの家よ」と注意を引く可き句あらば文章に
大に力あるべし。

火の如くに、神の憤怒を火に喩ふること、舊約書中諸所にあり(申四
〇廿四、卅二〇廿二、賽十〇十七、耶四〇四、廿一〇十二等)

ヨセフの家、エフライム、マナセ兩支派より成るヨセフ族は、南方ユ
ダの支派と區別して、北方イスラエル人を表はすに用ひらる(母後
十九〇廿、阿十八、亞十〇六)故に茲には「イスラエルの家」と云ふに同

六節汝らエホバを求
め、然ば生べし、恐ら
くはエホバ火のごと
くにヨセフの家に落
くだりたまひてその
火、これを焼ん、ベテ
ルのためにこれを熄

す者一人もあらし

じ。「家」の文字を省きて、ヨセフのみを用ひたる處も少からず(五〇十正、六〇六、結冊七〇十六、詩七十八〇六十七) ベテルの爲に、七十子譯には「イスラエルの家」とあり、ヨセフの家」に對して用ひたるものか。或學者は此句を除くを可とすれど、ペテルはエホバの聖旨に反せるイスラエルの宗教の中心なれば之を存する方適當なるが如し。

これを熄す者一人もあらし(王下廿二〇十七、賽一〇卅一、耶四〇四 參照)。

【七節】和英譯には始めに「汝ら」とあれど、原文には此代名詞あらず。本節は九節の後に移すを可とす、故に茲に註せず。

八節昴宿および參宿
を造り死の蔭を變じ
て朝さなし晝を暗く

【八節】昴宿及び參宿、預言者にして詩人なるアモスは、神の全能を描寫するに當り、先づ可^み見^ち的世界を代表するに、最も顯著なる二星宿を以てせり。(伯九〇九、卅八〇卅一、賽十三〇十參照) 昴宿と譯

して夜さなし海の水

を呼て地の面に溢れ

さする者を求めよ其

名はエホバさいふ

せる原語キーマーは、集群を意味する語根より來れるものにして、英語に「ブライアヂース」と譯せり、金牛宿にある俗稱は「板星」と呼ばるゝ小星群なり。參宿は原語ケシールにして、堅固なる「或は、結び合せる」を意味する語根より出で、強き者「或は、巨人」の意あり。此星の形狀「巨人」に似たる處より、此名ある所以なる可し。英語に「オライオン」と譯す。此原語は又「愚人」の意あり(詩九十二〇六、箴十〇一)「愚人」とは實は「神を敬まはざる者」の意にして、愚者が其不敬虔の故により、空天に縛がれたりとの古き神話より來れる名なりと云ふ。兎に角本節の思想は詩八〇三と同一にして、神の大能と威嚴とを示すなり。之を以てイスラエルに行はれたる「星宿を拜む」と王下十七〇十六、廿一〇三、耶七〇十八、四十四〇十八、十九を戒むるなりと説くは本節の主意にあらず。

死の蔭を變じて朝となし、死の蔭は舊約書中屢々用ひらる(伯三〇

五十○廿一以下、十二○廿二、賽九○二、耶二○六、詩廿三○四等。されども、特に宗教的意味を有する文字にあらず、暗黒の様を強く示せる文字なれば、本句は「暗きを變じて朝となし」との意に解して差支なし。是は次句の「晝を暗くして夜となし」に對照して明かなり。即ち晝夜の變更もエホバの自在力の中にとて其全能を示すなり。隨て又エホバは不幸を變じて幸福となし、イスラエル王國の繁榮せるも、一朝俘囚の災禍と變じ、高慢なる國民をも、耻辱の極に陥らしめ給ふ可きを暗示せるならん。

海の水を呼て云々、海の水とは雨を指すものか(伯卅六○廿七、或は河泉を指すか(伯十二○十五)或は單に自然の現象を叙したるか明かならざるも、茲に「呼て」又は「溢れさする」の動詞を用ひたるを見れば、歴史上最も恐る可き神罰を示したる、ノアの大洪水を聯想せるものと見て差支なからん。

その名はエホバといふ、此天地を統轄し給ふ全能者は、亦イスラエルと契約を結び給へる神にして、イスラエルが能く其契約を守りて、之に臣服するを望み給ふエホバたるなり(四○十三、九○五、六參照)。

九節彼は滅亡を忽然
強者に臨ましむ、滅
亡つひに城に臨む

【九節】滅亡を忽然強者に臨ましむ、滅亡の文字本節に二回用ひらる。七十子譯は始のを「破壊」となせるは甚だ可なるが如し。強者とは茲にては勿論勇者、即ち國家の干城と目せらるる者を云ふ。忽然：臨ましむと譯せる動詞は元黎明あけぼのの光線の輝き亘るの意を示すものにして、電光の急激に照す速力に比し得可し。此文字は又、容貌に現はるる輝き、即ち喜び笑ひ等の意にも用ひらる(伯九○廿七、十○廿、詩卅九○十三參照)要するに本節は、自己の力を頼み、城寨の堅固なるに誇りて、エホバに頼らざるイスラエルの運命を暗示するなり。アモスが切々としてイスラエルの滅亡を叙し、茲に

至つて其根底に達する趣きあり。但し八、九節は四〇十三、九〇五、六の如く後世の挿入にかゝるとなす學者少なからず。

◎罪を犯す者は憂へ悲しむ可し。五〇十一十七。

【大意】本段に於てアモスは(一)義を曲げ貧者を壓するイスラエルの上流社會は、決して其不義の利得を樂しむ能はざること(七、十、十一、十二)若し諸般の罪を犯し、賄賂を受けしイスラエル人にして生きたんことを欲せば、必ず其罪なる状態を改善せざる可からざること(十二、十四)及び(三)全イスラエルの民衆に悲哀を與ふべき災禍の日に神の憐憫を受くるは、唯義者のみなること(十五、十七)を示す【七節】本節を茲に移したる理由は、前にも述べたり。蓋し本節は前後の關係なきも、十節と能く連絡する處あるのみならず、且前に述べし如く、汝ら」と譯せる代名詞は原文の趣きを變ずる所あれば

七節汝ら公道を茵蔯に變じ正義を地に擲つる者よ

なり。

汝ら公道を茵蔯に變じ、汝らを「彼ら」とするを可とす。そはイスラエルの民衆を含まざるに非ざるも、主として其指導者を指せばなり。公道とは「權利」或は「審判」を意味し、自然裁判上の意義を有す。茵蔯とは原語をラアナと云ひ、古人が害草と信じたる草木なり(六〇十二、耶九〇十五、廿三〇十五、申廿九〇十八等參照)本句は、正義の甘味を棄て、不義の苦味を採り、公義を奉ず可き制度を更へて、不義を出すに至れるを責むるなり。

正義を地に擲つ：終の、る者よの三字を除くを可とす。正義とは民事上の正義、或は道德上の公義を云ふ。之を擬人法に用ひて、恰も其が残酷に侮辱され、足下に踏付けらるゝが如くに叙せしなり(賽五十九〇十四參照)。

【十節】門にありて勸戒る者を惡み、本節も亦、公義を執行す可き位

十節彼らは門にあり

て勸戒る者を惡み正直を言ふ者を忌嫌ふ

置にある者のことを云ふ。門とは邑の入口にある廣場にして、古代に於ては市の中心、民事訴訟の執行所となり、民衆の常に集合せし處なり(申廿五〇七、得四〇一、十一、王上廿二〇十、下七〇一參照)。勸戒る者とは不正なる行爲を詰責する者にして、審判人若くは預言者などを指すならん。預言者が門にて罪を責めたる例は耶十七〇十九以下、十九〇二以下、賽廿九〇廿一以下にあり、アモス自らも斯る經驗を有して斯く記したるならんか。

正直を言ふ者を忌嫌ふ、正直を云ふとは、誠實に語る者或は、人の守る可き正しき道を教ゆる者と云ふ意。忌嫌ふは前の「惡み」を一層強く言ひたるなり。但し舊約書中「惡む」の文字は専ら人と人との間に用ひられ、忌嫌ふは宗教と、エホバ對偶像の關係に用ひらる。

十一節汝らは貧き者を踐つけ麥の臚物を

【十一節】汝らは、前節の如く、彼らとする方文法に適へども、アモスが感情激して斯く混同したるならんと解く者あり。

之より取る、是故に汝らは鑿石の家を建しと雖もその中に住こさあらし美しき葡萄園を作りしと雖もその酒を飲こさあらし

貧き者を踐つけ、七十には概括的に不義の行爲を記し、茲には特殊の罪を責む。貧き者とは、衰へたる、弱き、の原意より來れる語にして、時には「弱き」母後三〇二、瘠たる、創四十一〇十九、或は「貧者」出廿三〇三と和譯せらる。茲にては貧しきが故に社會に勢力なき人々を云ふ(二〇七、八參照)。麥の臚物、麥の原語は一般の穀物を指す。臚物とは「擧げる」を意味する働詞より出でし名詞なるが故に種々の解説を試むる者少からず、或は貧者の肩に擧げ得る程の穀物の荷を意味すとなす。然れども之を和譯の如き意に取る方可ならん。但し臚物には、自ら好んで贈るものと、母後十一〇八、耶四十〇五、強ひられ贈るとあり(代下廿四〇六―九、結廿〇四十)、茲にては第二の意なるが故に、富者が貧者より強制的に取る一種の税を指すなり(利廿五〇卅七、申廿三〇十九參照)。

鑿石の家、富豪の奢侈を極めたる住宅を云ふ(賽九〇十を見よ)

その中に住むことあらじ、イスラエルは敵の侵入に逢ひて捕囚となる可きが故に、自ら美を盡して建てたる邸宅に安住すること能はざる可しとなり。

美はしき葡萄園云々(申廿八〇卅、賽六十五〇廿二、番一〇十三、米六〇十五參照)。

十二節我知る汝らの
愆は多く汝らの罪は
大なり汝らは義き者
を虐げ賄賂を取り門

に於いて貧き者を推
枉ぐ

汝らの愆は多く、換言せば爾曹なんぢらの行ふ愆は夥多なりの意。愆の原語は故意に神意に背くの意。正義或は人道に背く罪は、次句の「罪」

【十二節】我知る原文には我の前に、誠にの文字あり、以下の句を確むるものにして、修辭學の所謂「斷言的」と稱するものなり。本節より以下はエホバ自ら語り給ふことを表す。人は彼らの罪惡を覺知せずとも、エホバは確かに知り給ふなり(詩七十三〇十一、伯廿二〇十三參照)

と譯せるものなり(一〇三の註を見よ)

汝らの罪は大なり、前句の「多く」と茲の「大なり」の原文に於ける位置は極めて強意を示せり、即ち「多き哉汝らの愆、重き哉汝らの罪」と云ふ意。先づ愆と罪の多くして且重きを概説し次に其罪愆の種類を述ぶ。

汝らは義しき者：義しき者の意味に付ては二〇六の註を見よ。賄賂を取り、賄賂の原語は、富める罪人が己れの罪を贖あがなはんとて出す「贖罪金」出廿一〇卅、民卅五〇卅一)と同語なるより見れば、罪なき者を陥れて贖罪金を出さしむる不正行爲を指すが如きも本句は母前十二〇三の如く、裁判人に贈る普通の「賄賂」と見るを可とす、門において：推枉ぐ、門十節の註を見よ。推枉ぐとは不正の裁判をなすを云ふ。この原語は三人稱複數(彼らは推枉ぐ)を用ひあり。蓋し十一節の如く、預言者が罪惡に對する憎惡の感情激したるが

故二人稱と三人稱とを混じたるならんか。

十三節是故に今の時は賢き者黙す是惡き時なればなり

【十三節】今の時は賢きもの黙す、今の時とは、斯る(不善なる)今の時と云ふ意。賢き者とは民衆の罪を責むる預言者(アモスの如き)の如き者、或は公義を執行するに熱心なる者なりと解する者あれども、茲は但十一〇卅三の如く、單に「穎悟者」の意に取るを可とす(原語は詩卅二〇の始めに「訓諭」のうたと譯せる語と同じ)即ち、人を教へ得可き智慧を有する者との意。賢者の緘黙は、不善、惡徳の勢盛んにして其改善の到底望みなく、箴言の教ふる處(九〇七)を實現するなり。但しアモスの如き侃々諤々たる預言者は生命の存する限り、假令身に災厄來るとも緘黙せずして罪惡を譴責せしなり。黙すの原語は時に驚歎の餘り啞然として言を出す能はざる状態を示すに用ひらる(出十五〇十六)。

是れ惡き時なればなり、是れの原語は「是れ誠に」と云ふ意。惡きとは時惡しくして必ず災禍の來るべきを暗示す。

十四節汝ら善を求めよ惡を求めざれ然らば汝ら生べしまた汝らが言ふごとく萬軍の神エホバ汝らと僭に在さん

は時惡しくして必ず災禍の來るべきを暗示す。

【十四節】汝ら善を求めよ、本節及び次節は不善なるイスラエルに對し尙一條の光明を望みて改悔を勸告するなり。前にエホバを求む可しと勸言したるが故に(四、米六〇八參照)茲の命令は單に教訓的にあらず條件的にして汝ら惡を棄て、善を求むるに非ざれば遂に國民的死滅を招くに至る可しとの意なり。善とはエホバの聖旨を遵行して、人を愛し、正義を實踐するを云ふ。

然らば汝ら生べし、生べしとは、四節にある如く、國民的存亡を意味す。即ち國民の罪惡は、神罰を招き、外敵の侵襲を蒙り、遂に國家の滅亡を來すに至るべし。イスラエルは實に本節の忠告も容れずして、永久に國家の亡滅を招きたり。

汝らが言ふごとく、イスラエルは常にエホバに忠信なりと主張し、特別の意味にて、エホバの民なりと信ぜしことは(耶七〇十、米三〇